

会報

第54号

国立大学協会

昭和46年11月

会 報

(第 54 号)

目 次

- 時計台の下で……………奥田 東……(3)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録……………(22)
 - (1) 第1常置委員会 (46.7.15)……………(22)
 - (2) 第2常置委員会 (46.7.28)……………(23)
 - (3) 第3・第4常置委員会合同会議
(46.7.21)……………(25)
 - (4) 第3・第4常置委員会合同会議
(46.9.21)……………(26)
 - (5) 大学卒業予定者就職問題懇談会
(46.9.20)……………(28)
 - (6) 第6常置委員会 (46.7.23)……………(30)
 - (7) 第6常置委員会 (46.9.14)……………(32)
 - (8) 図書館特別委員会 (46.7.21)……………(35)
 - (9) 入試期特別委員会 (46.7.13)……………(37)
 - (10) 入試期特別委員会 (46.8.27)……………(39)
 - (11) 入試期特別委員会 (46.9.27)……………(42)
 - (12) 入試調査特別委員会 (46.7.12)……………(44)
 - (13) 入試調査特別委員会 (46.7.28)……………(45)
 - (14) 入試調査特別委員会 (46.8.30)……………(47)
 - (15) 入試調査特別委員会 (46.9.28)……………(48)
 - (16) 教員養成制度特別委員会
(46.7.14)……………(51)
 - (17) 教員養成制度特別委員会
(46.8.28)……………(52)
 - (18) 教員養成制度特別委員会
(46.9.25)……………(54)
2. 諸会合……………(57)

B 要望書

- 昭和47年度予算に関する要望書
(46.10.1)……………(59)

C 資 料

1. 国立大学教職員の定員削減について
(46.8.10)……………(61)
2. 地区学長会議の日程等連絡方ご依頼につ
いて (46.9.7) ……(61)
3. 体育系サークル部室の新営についての意
見……………(61)
4. 地区別教員委員および専門委員数調…(68)

D その他

1. 学長・役員・委員等の異動について…(69)
2. 寄贈図書……………(69)
3. 第114回電波監理審議会聴聞について
……………(71)
4. 窓
 - 木曜島のジュゴン……………(58)
 - 人間科学について……………(67)
 - カエルと生菓子……………(70)

時計台の下で

奥 田 東

（過日奥田前京都大学総長（前国大協会長）が久しぶりに協会に見え、その際冊子「時計台の下で」を頂いた。これは先生が京都新聞の請を入れて同紙上に連載されたものの収録である。お願いして会報に転載することのお許しを得た。一事務局

総長に選ばれたときは、予想もしなかったことだけに、心の準備もなくて当惑した。学者から管理者へ、その転向は簡単ではない。毎日の仕事は、私にとって一番苦手の対人関係である。それも、相手は長老の方から学生まで年のひらきが大きく、思想的にも左から右へと幅が広いし、外国からの訪問客も多い。

また、国立大学協会、建国記念日審議会、日米科学協力委員会などの委員とか、いろいろの法人の理事や評議員のような学外の仕事もあって会議が多い。その上、祝賀会から告別式まで吉凶さまざまな席に出なければならず、ときには車の中でネクタイを取りかえて挨拶に行ったこともある。ともかく、総長というのは忙しい職である。

在職6年、その間には学生運動も激しく、最後は昭和44年の学園紛争である。今から考えると、失敗もあり苦勞も多かった。しかし、幸い病気で休むことは1日もなく、管理職病といわれる糖尿病や胃潰瘍にもかからず、任期をまっとうすることができたのは、皆様のお陰であると感謝している。

昭和46年4月20日

思いがけない総長就任

“オバQ総長”なんて、学生たちが、いうていたので、なにか、ぼくが超人みたいに社会の人たちに思われているようですが、ぼくはもともと人間ざらいというか、社交べたな人間だったんです。これは生まれつきの性格にもよるのですが、父親が中学校の教師をしていて幼いとき住所を転々としたことが、これに輪をかけたようです。だから、小学校にはいつてからも、たとえば、答えがわかっていても、決して自分から手を上げるというようなことはしなかったですねえ……。

小学校は広島県の福山ですが、たしか2年生の時、担任の先生が、ぼくの性格をなんとか直そうと、ぼくを級長にしました。ぼくは、そんなこと知らないから、泣きながら帰宅して、母親に「ことわりに行ってくれ」といった……。それほど、引込み思案な子どもだったんです。そんな調子なので小学3年から京都に移り、京極校→京一中→三高→京大と、いわば、エリートコースを進んだときも、他に多くの豪傑がいたせいもあって、ますますエピソードの少ない生活になりました。ただ、三高時代になって、ぼくの欠点である“社交べた”を、なんとか直さなければいかんと考え始めたんです。ちょうど2年のとき、友だちに誘われまして、ラグビー部のマネジャーを引き受けた。実際にはボールをけたこともあるんですが、一般には、ぼくがボールに空気をつめてばかりいたような印

象しかないようです。

このほかにも、ぼくは級友たちとできるだけ付き合って、欠点矯正に努めたんだが、やはり、生まれながらの性格はそう簡単には直らない。大学時代は、食糧不足が問題になっていたこともあって、植物栄養学を専攻に選んだ。植物相手なら、社交べたでも、どうにか世の中をわたれるだろう—そんな気持ちだったですかね。「他流試合に行ってこい」と恩師の大杉教授にいわれて、大学を出ると東京の農林省西ヶ原農事試験場へはいった。ここで約10年間、植物細胞のなかに栄養がどのようにして吸われるか、なんていう研究を始めたわけですが、この間、いろいろの優秀な学者と親しくなり、かなり深い人間的交流を味わうことができたんです。たしか当時の月給は75円。下宿代、食費代などを引いても50円はあまるという“よき時代”でしてネ。最上級の酒でも1升1円で、毎夜といえるほど友だちと浅草などに出かけた。そうとう飲んでも赤字になるようなことはない。酒にも強くなったが、人間ぎらいも、あるていど直ったような気がしますねえ。酒をのむと互いに相手の気心がわかる。だから昼間は研究室でも会議の席でもあるていど思ったことがいえる。夜は、また酒だ。ほんとうに、なつかしい時代でした。

それから京大農学部にもどったが、やはり人前でしゃべるといのは、あまり得意ではなかった。そんな、ぼくが持ち回りで学部長をやり、ひよんな拍子に京大総長という、ハレガマシイ肩書きがついてしまった。

選ばれた以上、大学の規程によってよほどの理由がなければ、総長就任を拒否できないんです。とって、小学校の級長になったのとは、まるでワケが違う。人間相手の管理職、しかも京大というマンモス機構のオサなんですからネ。しかし、引き受けなければしかたがない。引き受けると研究生活がストップする。総長をやめると、定年だから、もう研究はできんだろう—そんな悲壮な決意とともに“やれるだけやろう”という気持ちで総長就任OKということになったわけです。

ぼくの農学部長時代に、大管法ストをめぐって学生が処分され、当時の平沢総長の“カンヅメ団交”に補佐役として同席したこともありましてね。ばく然とだが“これからの学生問題は、大へんなことになるなァ”という予感がありました。その予感が幸か不幸かピッタリ的中した。在職6年間に東南アジア研究所、京大70年記念事業、自衛官問題、山崎君の死亡……などと、次々に問題が起きて、あげくの果ては学生部封鎖、狂気の3日間……と京大史上に残る紛争に突入したわけです。このなかで「大衆団交」機動隊導入と、いろいろ苦勞しましたし、無為無策だという批判をあびたこともあります。

しかし、途中で総長の職をほうり出すこともなく、なんとか始末をつけて京大を去ることができたのは、やはり多くの京大関係者が、ぼくを終始ささえてくださったこと。それから、ぼく自身が総長という職に常に自信がなく、多くの人たちの意見を十分聞いたうえで、決断をくだしてきたからじゃないかと思っています。体力のせいだと冷やかす口のわるい新聞記者もいましたがねえ……。

とにかく、ぼくは自然科学者なので、学内行政には全くの不慣れです。とくに学生問題については何もしらない。いつも白紙で、ことに臨んだ。学生の意見を知るために、望まれれば何度でも会った。官舎や自宅に寮生が押しかけてきても、居留守を使ったことは1回もなかった。“話せばわか

る” —そんな大それた気持ちではなかったが、とにかく話しあった。何も知らない立場が、逆によかったとでもいうのでしょうかネ。学生たちと意見が激しく対立することはあっても、人間的な“つながり”があったように思う。一種の信頼関係があったともいえます。だから、途中で倒れずに総長の任期を全うできたのでしょう。

ぼくは運命論者をあまり好きじゃない。しかし、自分ではどうにもならない人生の流れがある — としみじみ考え込むことがある。社交べたで人間ぎらいの自分が、京大総長を勤めたのもその一例です。不適任だったかもしれないが、やるだけのことをやり切った。そんな充実感があることもまた事実です。退職して1年以上たった今、これらの苦労は“いい思い出”として胸に刻まれています。

苦労した東南ア研問題

ぼくが17代目の京大総長に選ばれたとき「奥田さんって、どんな人なの？」と、同僚に聞いた先生方が多かったようです。それほど、ぼくの名は全学的によく知られていなかったようだし、また、ぼく自身にしても、第1次投票で10位以内にはいっても、総長になるなんてことは、夢にも思っていなかった。それが、本命とみられた工学部の先生お2人を飛び越してしまったのだから、先生方のなかで、驚いた人があっても不思議じゃない。本人が最もびっくりしたぐらいですから……。自宅へかけつけてくれた研究室の人たちや家族を前に、ただ「困った、困った」の連発でしたよ。

まったくのダークホースが総長という大任を背負うことになったのは、どうしてだろうということなのですが、ぼくが農学部長時代から手がけてきた「東南アジア研究センター」問題で、反対する学生たちとじっくり話し合い、とにかく開設にこぎつけたために、少しは学内で名前を知られるようになったことが、大きな要素になったんじゃないかと思います。総長就任後、この交渉相手の学生が、総長室にきて「ぼくらが騒いだから先生は総長になれたのですよ」なんて冗談まじりに、いいましたかねえ……。

この東南ア研問題というのは、たしか34年ごろだったと思うのですが、平沢総長の時代に、東南アジア研究会という私的な機関ができた。当初は人文系の先生方が中心で文献調査・研究が主体だったのですが、しだいに現地調査をやろうということになった。しかし費用がない。ちょうどタイミングよくアメリカのフォード財団の方から、“東南アジアの地域研究のためなら金を出そう”という話があり、“ヒモつきでない”条件で、金を受けとろうじゃないかということになったのです。

ところで、この研究会は、従来の学部や研究所のワクを越えて、多くの先生方が共同研究をしようという、かなり大きな構想なので、学内の体制を整える必要があり、37年6月に学部長クラスの東南アジア研究計画準備委員会がスタートした。そして、ぼくが“満場一致”で委員長に選ばれたんです。ぼくは、学部長になった直後で、しかもこの問題にはズブのしろうと、なぜ委員長に選ばれたのか、不思議に思っていたのだが、どうも“謀略”のニオイがせんでもない。というのは、この東南ア研問題が着々と進みつつあるのを、学生たちがウスウス気づき「米国の東南ア侵略に加担する研究じゃないか」と、反対運動を盛り上げようとする動きが出始めていたようなんです。だから“ナニも知らない奥田に押しつけちゃえ”そんなことではなかったのかと、これは、冗談まじりで想像してるだ

けなんです……。

話が前後したが、委員長に選ばれたその会議のあと、時計台から農学部へ帰ろうとブラブラ文学部の前を通りかかったら“東南ア研問題討論集会”という立て看板が目についた。“これは、勉強のいい機会だ”と軽く考えて、1階の教室にはいったんです。約100人の学生(院生が中心)が集まり“傍聴したいんだが”という“いい”というんで、すわったんです。学生たちの報告や演説が始まって反対の動きを初めて知ったんだが、そうなると思っても出られない。そうこうするうちに、ぼくに質問が集中するようになった。「大学側は秘密裏にコトを運んでいるようだが、研究の内容はどんなものなのか」「フォードからの金はヒモつきだろう」なんてねえ……。

この集会の中心的な学生が、“大学側が秘密裏にヒモつき研究を進めている”と、学生たちの不信感をあおる作戦でいるらしい、とわかったので、ぼくが委員長になったことを公表して“今後、代表と十分、話しあう”と約束して退席したんです。あとから聞いたウワサだが、大学糾弾の集会に、その責任者が“乗り込んだ”形で出席し、話し合いを約束したんですから、「反対運動の氣勢をそがれた」とリーダーの1人がボヤいていたそうです。

その後、公約どおり、何回となく学生と話し合った。学生側は日本学術会議の国際科学協力5原則などを持ち出して、かなりしつこく追及してきましたが“けっしてアメリカ帝国主義に協力する研究じゃない。純学問的なものなんだ。もちろん、5原則は守るんだ。もしこれに反するようなことがあれば、反省する”というように、じゅんじゅんと説得したんです。そのネバリに負けたのか、しまいには“納得はしないが、黙認する”という空気になり、交渉に1人も出てこなくなった。ようやく、暮れごろから学内の組織づくりが進み、翌年1月、東南アジア研究センターが設置され、初代所長にぼくが選ばれた。

学生の反対運動をなんとか押え、懸案事項を解決したこの“実績”が“あいつなら、ナンとかやるだろう”ぐらいの軽い気持ちを生んだのでしょうね。とにかく38年暮れの総長選でぼくに投票が集まったのです。もちろん、大票田の工学部に有力候補が2人おられたことなど、他の要素もあったんですが……。

しかし、この東南ア研問題がぼくにとっていい勉強になったことは事実です。大学というところはいろいろの思想や信条をもった人たちがいます。それが大学の特色であり、またそれでこそ、新しいモノが生まれてくるわけです。だから、ナニかしようとしても、必ずといっていいくらい反対の声がある。しかし反対を気にしてはナニもできない。誠意をもって話し合えば、反対者の数は減る。納得しなくても非協力という形で“黙認する”ようになる。「とにかく時間をかけて、反対者の声を聞く」—のちに“話し合い路線”といわれるようなものの基礎が、この間にできあがったわけです。これは、大学だけに限ったことではなく、人間社会一般にいえることだろうが、やはり、反対者を“圧殺”することはよくないことですよ——。

学生との話し合い

「奥田さんは、りっぱな体格をしてられる。それだからこそ、団交にも強いんでしょうネ」なんて



総長就任式(昭39. 1. 16)

て、頭のなかで歌の練習をしたもんです。学園祭に歌った流行歌なんかを……。もちろん仕事のことを考えたりしたこともありましたがネ。そして時々、薄目をあけて、あたりの様子をうかがう。普通の人なら、不自然になりがちですが、ご存じのように、ぼくの目は、もともと“薄目”だから、ほとんど変化がなく、けっして見破られない。

「総長、タヌキ寝入りはヤメロ!」と耳もとでドナられても、動きを事前にキャッチしているからあわてて“目をさます”という、ブザマなかつこうをしなくてすんだ。“薄目”は、ぼくの「団交」用武器だったですネ。そのうち長い長い演説がすんで、答えを迫られたら、やおら目をあけて「もう一度、簡単に要点をいってくれ」と“肩すかし”をする。食事なんかも、でんぷん質のものをあまり食べないこと、逆に空腹になって血糖が下がると気分がイラ立ち、血圧をあげるもとなるから、適当に牛乳を飲むなど苦心しました。

こういった“秘訣”めいたことは、いわば長年、相つぐ「団交」に鍛えられた結果から体得したものであまり知られてないようですが、一度ドクターストップがかかったことがあるんです。あれは42年の暮れでしたか、柏さん(祐賢・現名誉教授)が学生部長のとき、東南アジア研究センターの建物をつくることになって、学生の反対運動が再発したんです。建設予定地にテントを張ったりして着工させなかった。そこで何回か話し合い、しまいには「とにかく建物をつくらせろ、そのかわり、フォード財団からの寄付金について、学生・院生諸君との話し合いがすむまで、センターは使わない」ということで折り合いがついた。

ところが、ある「団交」のあとで、数人の学生が、ぼくをつかまえようと

よくいわれたんですが、もちろん体力が一つの要素だとしても、他にいろいろ“秘訣”がありましてネ。とくに「大衆団交」のときには、学生はまず天下国家論から説きほぐし、会場の学生たちをアジリながらぼくを追及してきますから、そんなとき、学生たちの話にいちいち真正面から取り組むと血圧があがって、すぐ倒れてしまう。

だから話が本題をずれているときは、ぼくは、しばしば眠ったふりをし



創立記念園遊会(昭40. 5. 23)

した。発車寸前にぼくの車を取り囲んだので、1人の学生が車にはねられた形でケガをした。大したケガではなかったようですが、学生たちからは「殺人未遂だ」なんて責められましてネ。見舞い金を出すといっても受け取らないし、あのときは、あと味がわるかったなア。

この問題で、後日、「団交」が続き、血圧が高くなって、ドクターストップがかかったんです。「団交」そのものが“きつかった”というよりも、東南ア研問題そのものの処理や70周年記念事業の募金のことなんかで、かなり疲れていた時期だったので……。ともかく、それ以後はからだに注意するようになったというわけです。

東南ア研問題は「大学が米国の軍事行動に協力するのではないか」という点を学生から突かれたんですが、同じように“軍学協同”として“攻撃”されたものに「自衛官問題」がありましたネ。当時東大などでは現職の自衛官の入学を拒否していたが、京大では工学部の大学院に在籍しており、院生を中心にした学生側の“かっこうの攻撃目標”になったわけです。

42年6月暮れでしたか、国大協の会議で東京にるところへ電話連絡がはいった。「学生部長が学生につかまった。すぐ帰ってほしい」というので、あわてて新幹線に飛び乗ったが、京都駅につくと庶務課長が乗り込んできて「降りないでください。学生が駅まできてます」というんです。そのまま大阪までいき、高槻の化研から電話で詳しく関係者と打ち合わせて夜中になってから「団交」にのり込んだ。

1,000人は越えていたですかね。本格的「大衆団交」は、これが最初といえるでしょう。当時は封鎖とか占拠といったことばはなかったが、ヘタをすると総長室にすわり込まれるという情報もあって「団交」に応じたわけです。少々緊張しましたネ。そして午前4時ごろまで「団交」を続けて、ようやく「学生側の希望を十分考慮して、大学側の意見をまとめるように努力する」ということで話がつきかけた。ところが、当時はちょうど日共系、反日共系の対立が激化しかけたころです。反日共系は納得しない。「現在、在籍中の自衛官も退学させよ」というわけなんです。結局は日共系院生が気をつかってくれて退席はしましたがねえ……。

ところで、このときの結論なんですが、はっきりとした自衛官入学拒否といったものではないんです。新聞記者会見の席上「カキネは作らないが、敷き居を高くする」という表現が出たとおりなんです。つまり「はっきりと拒否しないが、自衛官の入学希望者に遠慮していただく」ということだった。

さいわい、それ以後、そうした希望者が出ていないので問題は起こっていないが、万一、願書が出されたら当の学部が処理することになっていますから、かなり悩まれることになったでしょう。

「そんなエエかげんな話があるか」「奥田流のおとぼけ解決法だ」との声も聞いたことがあります。が、ぼくはこう思う。大学というマンモスで複雑な組織体は、すべてを割り切った、規則ずくめみたいなやり方では、かえって動きがとれなくなる。“良識の府”らしく“慣習法的”なものを中心に、みんなの了解で補っていくのが「よさ」なんだと、ユトリのある人生——というのも、同じようなものじゃないでしょうか。

治外法権でない

大学の警察アレルギーがなくなった……大学人だったぼくにとって、イヤなことばなんです、学生層だけでなく教官層からも強い反発心を持たれていた警察の力、それなしには、昨年のあの紛争を収めることができなかったのですから、皮肉なことでした。もちろん、一般社会の目からみれば、当然すぎる話なのでしょうが、2、3年前なら警官1人が構内にはいっただけで大問題になったことを思い出すと、制服警官がごっそりはいっても「帰れ！帰れ」という声すら、大して強くない現状ですから、“ウタタ今昔の感”ですな……。

41年のことでしたが、川端署の1制服警官が西部構内へはいって大騒ぎになったんです。そのおまわりさんは、大学近くの派出所にわかってきたばかりで、これまでの慣例“事前連絡”といった事情を知らなかった。それで、各家庭を防犯巡回するのと同じように、軽い気持ちで西部食堂へ立ち寄ったらしいのですが、同学会（学生自治会）のボックスにいた学生たちに見つかり取り囲まれてしまった。急を聞いてかけつけた学生部長の西尾さん（雅七・医学部教授）が間に割ってはいり、そのおまわりさんの話を十分聞いた。結局“今後は気をつけてくれ”ということで、学生たちはしぶしぶ納得した。ここまではよかったんだ。わるいことに、ここへFという学生を中心にした一団（今から思えば、反日共系の学生たち）がかけつけて「出すわけにはいかない」となった。

学生の数はいふえる、事情を知った川端署からは“早く警官を釈放せよ”というてくる——一方、Fらを説得しても、“断固、拒否”の一点張り。大学としては板ばさみになって手の打ちようがない。そうこうするうちに警官が実力行使し、あっという間に警官を救出、Fを公務執行妨害でつかまえたんです。

さっそく警官立ち入り抗議集会が法経第1教室で開かれ「“総長団交”に応じろ」というわけです。総長として「団交」には応じられないが、説明会として出席する、ということにしたんです。「警官が不法に大学構内に立ち入り大学の自治を侵したのだから、警察に厳重に抗議せよ」というんです。ぼくは繰り返し、いいました。「学問の自由を守るために大学の自治は尊重されなければならない。しかし大学は治外法権の場ではないんだから、警官の立ち入りが大学の自治の侵害であると即断することはできない。警官が大学の自治を侵すようなら、これは抗議せにやいかんが、その場合でも抗議の動機なり方法なりが、十分、市民の支持を受けるものでないといけない」と。

時間はかかりましたが、今後、同じような事態が起こらないように措置するということで、なんとか収まりました。もっとも、この問題は、“F裁判の法廷乱入事件”を誘い、西尾さんが証人に呼ばれるなど、かなり尾を引きましたが……。

そのあと、警察との関係はスムーズにいていたんですが、43年春、青医連事件が起こった。医学部大学院の入試を受けようとした学生を青医連の連中が妨害したという事件で、その学生の父親が告発し、警察が医学部構内などを強制捜査した。このときは事前連絡があったのですが、200人以上も機動隊はいるとは予想しなかった。学生も驚いたでしょう。すぐに立ち会った教官を囲んで抗議集会を開き「公安事件だ」「捜査に立ち会わせなかった」「慣例を無視して学内逮捕をした」……。

従来から、大学と警察との間で“学内逮捕はしない”慣習があったことは事実なんです。デモ違反などで構内に逃げ込んでも、大学の責任で、その学生を説得して外へ出し、警察が路上で逮捕していた。他のデモにまぎれて外に出したこともありましたが……。とにかく、学生が怒るのにも“三分の理”があった。そこで、この事件の経過を聞いて、学部長らと十分打ち合わせたうえで「団交」にのぞんだんですが、つぎつぎと新しい事実が提示され、1日おきの「3日間団交」になってしまいました。

逮捕が拡大される恐れがあるというものですから、「京都府警へ抗議する」と「団交」で約束、記者会見もしましたので、そのあと、府警の柏原本部長をたずねて、大学の微妙な立場を率直に話したんです。「今回の事件が学内における学生や研修医の自治活動を侵す方向に発展しないよう配慮されたい」と。“会見”が終わったあとで府警詰めの記者団と、本部長同席で会見しましたが、そのときの記事を読んだ学生たちは、抗議じゃなくて申し入れじゃないかと不満だったようです。しかし、この時の話し合いが、のちの大学紛争で内ゲバが盛んになったとき、警察側が大学の意見を十分くみ入れて慎重な態度をとってくれたことにつながったのではないかと思います。

警察官が構内にはいること、あるいは自衛官が大学院に入学すること——そうした外形的な事実だけで、大学の自治の破壊だとする考え方は、いかにも短絡的だ。大事なことは、そうしたことが学園の自由を侵す恐れがあるかどうかだ。そして、それを社会がどう判断するかということでしょう。大学は、社会のなかの大学であり、社会のための大学でもある。

学 寮 問 題

総長在任6年間には、まあ、いろいろな出来事があったわけですが、初めから終わりまで悩まされたのが、寮問題でした。ぼくが総長に就任したとき、すでに宇治寮や吉田西寮を廃止する方針が決まっていたので、翌年(39年)2月ごろに、初めて「団交」に出席しましてね。大学としては、新しい小さな寮に学生たちを分けて入れる考えでしたが、寮生たちは、3～400人規模の寮を建てよと一歩もひかない。寮建設関係の予算を確保しなければならないし、敷地もきめなければならぬ大変でしたがいずれは増築しなければならないので現在の熊野寮(丸太町通東大路西入ル)をつくることにしました。

あの土地はもともと教育学部用に整地されたのですが、どうも教育学部全体として、あそこへ移りたくないような意見が強かったので“渡りに船”とばかり、転用したわけです。

この熊野寮は40年初めに完成したんだが、3棟(むね)ある吉田西寮のうち、1棟の寮生しか、引越しに応じない。「3棟とも立ちのく約束だったじゃないか」と寮生代表に談判すると「そんな約束はしてない」とすましている。「団交」での了解事項である“3棟立ちのき”の“3棟”とは、3つの棟という意味ではなく、ナンバーズリーということだというんですね。ぼくとしてはペテンにかけられた感じだった。しかし、たしかに「団交」では「サントウ」ということばしか使っていなかったから、どうしようもなかったんです。やはり総長になりたてで、モタモタしていたところもあって失敗したわけでしょうね。

この不手ぎわのせいで、今も残っている吉田西寮の老朽建物が、台風でもくると「倒壊したんじゃないか」と、学生部の職員の方々が心配なさっているそうで……。

一方、熊野寮に移った連中は「寮費3倍値上げはけしからん」と騒ぎ始めたんです。従来の木造は寮費が月100円。熊野寮は鉄筋なので300円ということなのですが、寮生たちは「大学の方針で移ってやった。自分たちは、木造でもいいから安い方に住みたいんだ」なんていいましてね。結局、寮費の不払いを始めました。もっとも、この寮費が寮の学生厚生費に回る仕組みになっているので、のちに不払い運動は中止されたんですが……。

また、従来から暖房費とかフロ維持費といった水道・光熱費は、寮生が分担することになっていたんですが、これを「大学が負担せよ」と要求するんです。水光費を払うのは資本主義社会の受益者負担だから当然のことじゃないかという、彼らは「いや、受益者負担は権力・資本家の大衆収奪であり、税金の二重取りだ。われわれ貧しいものから、さらにしぼり取るのはけしからん」と、くるわけですよ。

ぼくは経済学者じゃないから、もっぱら常識論で対抗しましてね。たとえば汽車に乗ると汽車賃を払うんだし、家を借りれば家賃を払わなきゃいかん、学寮でフロにはいったらガス代ぐらい出したらいんじゃないか……と。

すると彼らは「公共的なものは、すべて国が負担するのが当然であり、本来は道路と同じように、汽車も住居もタダにすべきものなんだ」とくる。押し問答もいいところですよ。いくら「団交」してもカタがつかん。結局、フロ代はともかく「暖房費はロウカや便所など“大学が管理する場所”を暖める費用だけを大学負担とする」ことで話をまとめましたが……。セントラル・ヒーティングですから、一部を暖めるわけじゃないんで、結果的には全体が暖かくなることになります……。

これが一応片づいたと思ったら、こんどは「寮の炊事婦を公務員化しろ」とか「自主管理を認めろ」とか、よくも、そんな要求があると思うぐらい、「団交」を申し入れてきたもんですよ。もっとも、日常的なことは学生部長に窓口になっていただきましたが……。

官舎にも、よく寮生が押しかけてきましたよ。「夜間工事がうるさいから試験勉強ができない」「寮費不払いをしている者は、期末試験に合格できないというウワサは本当か」などと。官舎では話し合いしない方針でしたので、そのたびに大学まで出向いてカンカンガクガクやりました。そうかと思うと、酒目当ての“ストーム”もありましてね。約30人ぐらいが毎年、4、5回は官舎へ押しかけてくる。アルコールが回ると「女子寮を襲おう！」というウルサイのも出てくる。すると、リーダーが「バカなことをいうな」と、一同をまとめて引きあげる。

なんだかんだと、寮生とたびたび会っていたので信頼関係とでもいいますか、心と心と通じ合う“ナニモノ”かができたようです。ですから“バカモノ”呼ばわりされるような激しい「団交」のなかで、世間の人たちが考えられるほどの“被害者意識”をもたず、ノラリクレリ（といって、ぼく自身が、そう感じているのではないんだが……）とやれたのかもしれないね。

京大だけでなく、全国的に、学寮が学生運動の拠点になり、とくに紛争中は“反日共系のトリデ”的存在だったようですし、今後とも大学の悩みのタネだろうと思う。今までの学寮が、教育機関であ

るのか、厚生施設なのか、その性質や文部省のやり方が中途半端だったために、寮費や水光費、あるいは学生自治の範囲など、あらゆる点で“紛争のタネ”になってきたのではないのでしょうか。実際にはできないことですが、全寮制にすれば“反日共系の拠点”ということはないかと思っただけもありました……。

京大にも紛争の火の手

前にも申しましたように、東南アジア研究センター問題からスタートして、自衛官入学、青医連、あるいは寮団交……と、あらゆる問題について学生たちと話し合い、大義名分は保ちながらも、大学としてできる限り実質的な譲歩をして、問題を解決してきました。つまり「話し合い路線」を貫いて問題がこじれ切ることを防いできたわけです。少なくとも私自身は、それで学生諸君の信頼をえられていると信じていた。

ところが、こうしたやり方を新聞記事なんかでは「奥田方式」といっていたんですが、これでは、とうてい“通用”しない事態が訪れた。いうまでもありませんが一昨年の紛争のきっかけとなった寮問題なんです。学生側は「3項目要求」といっていたんですが、まず第一は無条件増寮。つまり「大学側はいっさい条件をつけず、すべて学生が自由に使えるような寮をふやせ」というんです。だれを入寮させるか——という選考も寮生側が自主的にやり、寮費、光熱費など、すべての経費は大学側の負担で自分たちは払わない。

つぎは、大学の財政公開。つまり「大学の経理をすべて明らかにしろ」ということです。当時の年間予算は160～170億円ぐらいだったが、その額に比べたら、寮の光熱費ぐらい、わずかなものだ、そんな金を出せるはずなのに、われわれに出費させるのは、おかしい、会計をオープンにしろ、おれたちで他の予算はけずって寮にまわす——というのがネライらしかった。

もうひとつは、京大施設に関する長期計画の白紙撤回ですね。これは一種の“都市計画”のようなもので、京大の敷地を将来、どのように利用していくかという計画だが、各学部の利害が一致しない点もあったので、ぼくが取りあえず総長試案を作って、学内の意見を聞くつもりだったんです。この

長期計画のなかに新寮建設があり、ぼくとしては、かなりぜいたくな学生寮だと思っていた。しかし学生側にいわせると、自分ら寮生に相談もしないで勝手に試案を作ったのはケシカラン、全部の試案をひっこめよ——というわけなんです。

どれをみたって、そのままOKできるような要求ではない。43年の暮れでしたか、この問題で、“寮団交”となった。なんだかんだと、お決まりの



三高百年祭デモ（昭43. 5. 3）

“堂々めぐり”を続けたあげく「長期計画試案のうち寮に関する部分だけは、寮生にも関係のあることだから白紙にもどして話し合う。しかし、それ以外のことには応じられない」ということになった。

当時、東大では安田講堂を中心に封鎖が拡大して、風雲急を告げる感じが強く、全国的にも封鎖・内ゲバが波及しており、京大でも帝大解体を叫ぶ全共闘派が、もっとも多くの学生にアピールするテーマのひとつ、寮問題をひっさげて、学内闘争の“突破口”を切り開くのではないかと、ぼくたちはみていた。ですから、大学がすぐOKするような要求を出したのでは闘争にならないので、なるべく返事のしょうがない、無茶な要求をしてきたんだと、てっきり思ったんですよ。

ところが、寮生側はあっさり引き下がり、封鎖ということもなく、44年の元日を迎えることができた。ホッとする半面、なにか割り切れない気持ちを持っていたんですが、ずっとあとで、その間の事情を聞くと、こうなんです。本当は、この暮れの「団交」で“決裂”という形をとって、封鎖行動に出る予定だった。しかし、その「団交」の途中で“東大決戦”の方針が決まり中核派や社学同などセクトの連中が“東大へ結集しろ”という指令を受けて東上したらしいのです。そこで京大の反日共系学生たちとしては“人手不足”のために一応、作戦を延期した——というのが実情だったようですね。

ですから、年があけて早々の1月14日、作戦を建て直したらしく、改めて同じ3項目要求をつきつけて「団交」を迫ってきました。そのとき、ぼくは、東京のある会合に出ていたが、あわてて呼び戻された。総長室に落ちついて、関係者と打ち合わせてから「団交」に出るつもりでいると、正門前に寮生数人が待ちかまえていて「本部には日共系学生が立てこもっているから、直接に学生部にはいってくれ」という。異様なふん囲気で、いよいよ封鎖かなア、とも思ったんですが、「団交」の出席者は、ほとんど顔見知りの寮生で、さほど緊張しているともみられない。「団交」のやりとりも今までの繰り返しで、15日の明け方にはむしろ“ダレぎみ”だった。

ところが、そのあと急におかしくなってきた。山谷の労働者と自称する男がとび込んできてヘンな演説をし始めたんです。寮生たちが同調しなかったので、すごすごと出ていったが、間もなく頭にホウタイをした学生（あとで聞くと、どうも東大派遣組の1人らしい）など、見たこともない数人が加わって、会場のふん囲気が変わってきた。「おい、総長、エエかげんにせい」などと、ことばは激しくなるし、茶ワンや灰皿を机にたたきつけたり、棒を振り回すなど、態度も乱暴さを加えてきた。いわば“おどし”をし始めてきたんですね。“いよいよ封鎖だな”と感じたが、といって、要求をのむわけにはいかない。

学生の出入りは激しくなるし、顔見知りの寮生は減ってくる、廊下を走る音が断続的に耳につき、もう“ぼくとの交渉”ではなくなってきた。アジテーターの長い演説があったあと、こんなワケのわからん総長と話し合ってもムダだと総括しましてねえ。「この建物を封鎖する。外へ出てくれ」という。無茶な話だが、どうしようもない。一応外へ出て対策を協議しようと思って、室外へ出たのですが、途中で棒や石を学生部の建物のなかに運び入れたり、他の建物と通じるトビラを針金などで固定しているヘルメット姿の学生たちをみて、いよいよ京大もくるべきところへきた——という感じがし

ました。でも、今までの学生との関係もあり、今後、彼らへの説得が全くムダだ——とは思っていませんでした……。

44年1月16日未明の学生部封鎖からわずか1週間のうちに、「狂気の3日間」といわれる大きなヤマ場へ、京大紛争は一気にエスカレートしたわけですが、このとき、他大学の全共闘派の構内突入を阻止するために、ぼくが民青と組んだという、いわゆる“京大方式”といわれたことばがあります。これには、誤解があるんです。別に、いまさら弁解しても、どうということはないんですがね……。

前章にもいいましたように、学生部の封鎖にたいして“説得は全くムダだ”とは考えていなかった。もっとも、東大のことも十分知っていましたから、あまり自信はなかったが……。正直いってね封鎖をどうするかということで、何回か開いた部局長会議では、“放ったらかしにしておけ”という意見もあったのですが、結局は、ぼくの意見でまとまった形で、平和的に説得工作を続けようということになった。多くの教職員や学生が封鎖された建物の前に集まり封鎖派に“小人数で孤立化している”ことを自覚させれば、なんとか自主的な解除ができるんじゃないか、と、まあ考えたわけです。あとから思えば、これは甘い考えだったんですが、あのときは、それに賭（か）けるというか、すごるとでもいうか、そんな気持ちだった。

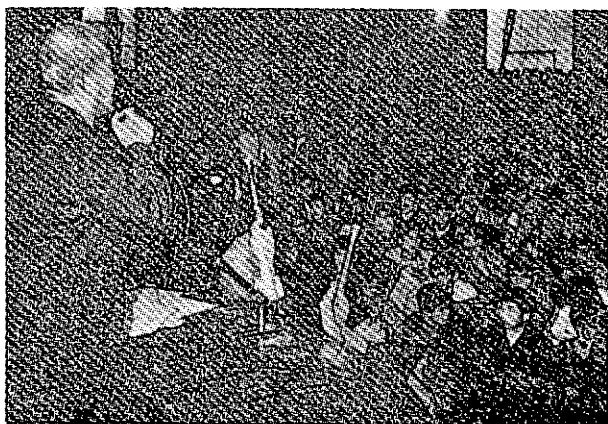
ところが、なんと呼びかけても自主解除の動きがない。18日夜から19日にかけてだったか、職員組合との「大衆団交」がありましてね。ここで、明らかに民青と思われる人たちが「封鎖を認めるのか」「説得をいつまでも続けられると思うか」「水道やガスを切る方法はどうか」と、たて続けに攻めてきた。いわば理詰めの談判なので、あくまでも説得を続けるとばかりいっておれなくなってしまう。結局「こんごの推移をみたらうで、適当な時期に封鎖された建物のガス・水道などを切る」ことを約束して団交を終わったんですがタイム・リミットを決めろと迫られたり、各学部長を呼び出したりで、かなり、つき上げられましたね。しかし、学生部委員の人たちのなかでは、ガス・水道などを止めてはいかん、という意見が多かったし、ぼくも慎重にやらないといけなかったと思っていたことは、たしかなんです。

狂気の3日間

そのうちに21日になって、全関西規模のヘルメット学生が京大で集会を開くというんです。この連中が学内にはいるともう学生部の封鎖だけではおさまらなくらくというウワサが流れた。民青が意識的に流したのだという人もいるのですが、その真偽はともかく、ぼくらが危機感を持ったことは事実です。こりゃ大変というわけで、門のところに教官を配置して、他大学の学生を入れないようにチェックしようということにした。もちろん、彼らが暴力をふるってきた場合は逃げて下さいといっておいたんですが……。

ところが……。割り当てられた各学部、とくに工学部だったと思うんですが、自分の教室の学生や院生にも協力を求めて各門に配置、とくに正門では、民青の連中も、大学の指示とは別に“ガードを固めていた”とのことです。赤や白のヘルメットの集団が正門に押しつけてきたとき、民青の連中は別として、工学部機械系の学生は、東大の封鎖解除で同じ系統の研究室がメチャメチャにこわされた

ことを知っているものですから，“封鎖が拡大すると、オレたちの研究が台なしになる”というわけで、必死に正門防衛を始めたらしい。外の連中は、けしからんと石を投げる。内側では、こらえ切れなくなって、だれいうとなく正門はじめ本部の周囲にバリケードを作ったわけなんです。あとで民青がこの朝、バリケードの準備をしていたという人もいますが、この工学部の学生ら、いわゆる良識派の連中は、



徹夜の大衆団交（昭44. 1. 26）

自分たちが自然発生的に作り出したんだと信じていたはずですよ。

ですから、石が盛んに飛んできてけが人が続出するので、防災用ヘルメットを貸してくれといってきた。そこで大学構内で工事をするときを使う黄色のヘルメットを配ったが数が足りない。しかたなく市内のヘルメットを買い集めたが、どれもこれも黄色です。その時、ぼくは知らなかったが、民青の“行動隊”のヘルメットが黄色だったんですね。民青の方も独自でヘルメットを持ち出したらしいのですが、どれが一般学生で、どれが民青なのか区別がつかない。正門で全共闘に水をぶっかけたのは多分、民青だろうと思いますよ……。

しかし、外からはこうした事情はわからない。だから、ぼくが民青と手をにぎったということになってしまったようです。また、大ホールに備えつけた大学用のマイクを、民青の大学院生や学生が勝手に使って放送したから、ますます“奥田と民青はグルだ”と思われたようです。決して計画的ではないが、結果として誤解されてもやむをえなかったでしょうね。ただ、このあとに続いた22日夜からの学生部封鎖の解除は、民青ペースといわれても仕方ありません。

あのときは、日大から約700人の応援部隊がやってくるというウワサ（結果的にはデマだった）が流れましてね。本部の“逆バリ”を、これ以上持ちこたえられないという声が強くなり、いまのうちに学生部の“実力解除”をしなければ——ということになった。電気・水道などを切り、ホースで水をぶっかけ、ゲバ合戦をまじえながら徹夜の封鎖解除が続いたんですが、正直いって、初めはあんな暴力的な方法だとは思ってもいなかったんです。ですから放水し始めたときは、あわてて止めにいったくらいなんです。

しかし、あとで冷静に考えてみると、暴力的でない封鎖解除なんて、あるはずがない。だから民青と組んでいたんじゃないか、と責められることにもなったんですが、あのときは、そこまで考えが及ばなかった。だれがいったか知りませんが「狂気の3日間」ということば——やはり、ぼくもそのときは“狂気”だった、そうとしか思えません……。

“入試”を守りぬく

大学の意向に反した形で、どんどん進んでしまった学生部の実力封鎖解除——そのあとの全共闘派との「大衆団交」で、「消防用のホースで水をぶっかけたり、ゲバ棒でなぐりかけたり……あれが暴力でないというのか」などと突っ込まれたわけですが、あの当時の僕としては「あくまで“実力”であって“暴力”じゃない」といい張らざるを得なかった。内心では割り切れない気持ちがあったので学生たちが要求する通りに“3日間の大衆団交”につきあいしたんです。

ですから、やっと「団交」が終わったとき、正直いって“ヤレヤレ、一応の責任は果たした”という気持ちになりましてねえ、無性に酒が飲みたくなった。紛争にはいつてからは、外で酒を飲むのはいっさいやめていたんですが、“少しぐらいいいだろう”と、秘書にはさきに帰ってもらって1人で木屋町へいった。なじみの店で、居合わせた友人と楽しくやって午後8時ごろ、何食わぬ顔で自宅へ戻った。ところが、この友人が他でしゃべったらしく、ある週刊誌がすっぱ抜いた。東京にいる長男がその雑誌を送ってきてバレ、学内では「老いてますます元気ですナ」と冷やかされるし、学生からは「これからは“疲れた”なんていわさないゾ」とすごまれたりして、さんざんでした……。

余談はともかくとして“狂気の3日間”のあと、僕の心のなかにも、各学部長の人たちにも、学生の暴力に“力に対応する”ことに対する強い反省が生まれた。大学は暴力に対して本来、無力な存在であるということを再確認したわけですね。ですから2月14日、26日と続いた日共系—反日共系兩派の暴力的対決にも、大学としては“不干涉”の態度をとり、その後“無力宣言”を出すに至ったわけなんです。一部に機動隊を要請すべきだという声もあるにはありましたが、逆に強い反対の意見もあって、傍観しなきゃしかたがなかったのです。

学内での封鎖も続き、内ゲバは絶えない状況のなかで、刻々、入試の時期が近づいてきたのです。ご存知のように東大は紛争の激化で入試中止となったあとだっただけに、京大も入試ができないということになると、社会的な影響は大きい。まして入試中止が何年か続くと学生がいなくなり、文字どおり帝大解体となるわけで、学生側の勝利ということにならんととも限らない。内ゲバや封鎖はいつもの学内問題だが、入試は社会的な問題だから機動隊に守ってもらってもおかしくない。とにかく入試をやり抜こうと、堅く決意したんです。

まず第一の問題は会場の確保ですね。従来、ほとんど学内でやっていたが、今度は本部、教養両構内を使えない。そこで他の大学や高校、予備校……と、片っぱしから頼んで回ったが、期末試験をやるからダメだと断られるのがほとんど。各学部にさがしてもらって、会社の会議室までも予約したんですがどうしても足りない。宇治のグラウンドにプレハブを建てるなんかで、やっと間に合わせた。

しかし、その次が難問題。全共闘派の妨害をどう防ぐかということです。あれやこれや妨害のケースを細かく検討して、次々と対策を練りました。まず府警の機動隊に要請して道路上でデモ隊の警戒に当たってもらう。各学部で担当の試験会場に徹夜の当直員を置いて“ゲリラ”の侵入を防ぐ。なかでも、とくに心配したのは試験問題の輸送の安全確保でして、これは市内某所の入試本部から各試験

場へ問題を配布する巡路とその時刻を、府警にくわしく知らせて厳戒してもらった。

万一、どこかの会場で妨害があった場合は、すぐ新しい問題を印刷してやり直すことも決めていました。そのため小型印刷機もひそかに準備していましたよ。また、受験生の諸君には気の毒だったのですが、試験前日まで公表せず、その日に掲示で会場を知らせる方法をとりました。この掲示板を破られたときはどうするか、といったところまで考えて、報道関係者の協力もお願いするなどしました。

入試はあくまで公正、公平でなければいかんわけですから、受験生の1人でも受験できなくなればそれで入試中止ということにもなりかねない。各学部先生方のご努力と京都府警のご協力で心配した妨害行為もなく、無事第1日は終わったんですが、2日目の3月4日、予想もしなかった大雪がありましてね、これには弱りました。サンパよりカンパに、大あわてさせられたんです。

とくに工学部の試験場だった宇治へ行く京阪電車が、事故が重なってベタ遅れなんです。各試験場の開始時刻を約半時間繰り下げ、工学部は大幅に遅らし、工学部の試験開始までは他会場の受験者の退席を認めない措置をとった。万一、他会場の受験者が早く退席し、入試問題を電話で工学部受験者に知らせる—ということがないようにですが……。とにかく大雪のために受験できなかった、あるいは公正でなかった、といった苦情が出ないように万全の措置をとったつもりです。ですから、3日間が無事に終わったとき、僕や各学部の入試関係の先生、職員は、ほんとうにクタクタだった。

“もうこれで、いつやめてもいい” —そんな気持ちで自宅へ帰り、久しぶりの美酒を飲みました…。

機動隊の導入

あのころ、大学紛争のもつれで、他大学の学長や学部長が任期なかばに辞任されていくことが耳にはいりますと、この次は僕かもしれない—といった感情を常に抱いていましたねえ。結果的には、多くの先生や職員がたのご協力で、なんとか任期を全うできたんですが“入試さえ無事にすめば、やめたいなア”という気持ちもあった。もっとも、真剣に辞任を考えていたというほどでもなかったのですが。だから、入試がすんだときは、とにかくうれしかったですねえ……。

ところが、いくら入試ができて、教養部の封鎖は、そのままなので、新入生の教育をどうするか、という問題が残されているんです。新入生を長く自宅待機させておいたんでは、大学として結局、社会的な責任を果たさないことになる。僕も“これで総長をやめてもいい”なんて、のんびりしてはおられない。そこで、入試がすむと、す



封鎖解除が難航する時計台（昭44. 9. 22）

ぐ新入生の受け入れについて、学部長会議でずいぶん議論をしました。新学期の授業を始めたら全共闘派による妨害は必至だろう、しかし、あくまでも自宅待機はしない—との基本方針は、すぐに決まった。というのは、やはり大学は学問をするところですからねえ。おそかれ早かれ妨害はあるんだから、大学としてスジを通そうといった考えだったんです。

議論がわいたのは教室、カリキュラムなど新入生の教育の具体案についてです。教養部が封鎖されているので、まず教室が不足している。ぼくは各学部で責任で授業を始めてほしいと思ったが、工学部など学生数の多い学部ではムリな注文だった。では、教職員の手で封鎖を解除しようかという意見も出たが、また日共系の学生が協力するという形で加わると、1月の逆バリケードの“二の舞い”を演じることになるんですよ。それに封鎖を解除しても、すぐバリケードを造りなおされますからね。といって、機動隊を要請するという意見は表面には出てこない。ああでもない、こうでもない、ひねり回したあげく、結局、原則として教養部の教室でやろうということになった。正門にバリケードが築かれ、A号館は占拠されていたが、封鎖の学生は少なく、使える教室は残っていましたから…。

入学式は、わずか1分間で“粉碎”され、4月15日から始めた授業も散発的な妨害を受けましたが、本部構内や屋外を使い、正規の授業通りとまではいかなかったが、とにかく特別講義や講演で新入生の教育をすることができたのです。むろん不十分だったが、3月段階で“予期”していたほどの妨害は、幸いにしてありませんでした。

とはいっても、教養部正門のバリケードをはじめ文、医、農各学部など、学内のあちこちで封鎖が続き、正常な授業が行なわれていないわけですから、いつまでもこのままですむはずはなかった。封鎖派学生たちの要求が単に学内問題でしたら僕の“話し合い路線”を貫けるんだが、革命とか帝大解体とかいうんではネ……。結局「異常事態」を解決するためには機動隊の力を借りなければならぬ——こう決心したのは多分5月ごろだったと思います。「すみやかにバリケードを解け」と封鎖派学生らに呼びかけた“秋の学期を迎えて”という告辞（9月19日付け）も、実をいえばかなり早くから準備していたものなんです。

ただ悩んだのは、その「時期」でしてネ。僕の一生で最も決断を必要としたこと、といえます。6月末だったか、おもな学部長に相談を持ちかけ、学生の少ない夏休みにやろうという意見も出たんですが、それをやると逆に不信感を助長することになるという心配もあった。結局、進級するのに必要な授業時間から逆算したタイムリミットの九月をメドにしようということにしました。

そのころは、大学臨時措置法がうんぬんされていたころでもあり、この法律ができるから機動隊を入れるんだと誤解されてもイヤだった。また学内では、導入に反対する声もあったので、意識的に“機動隊導入”のウワサを流して、ひそかにその反応をさぐってみる、といった苦勞もしたものです。

こうした正常化への布石の過程で、奨学金打ち切りの問題、教養部の2先生のハンスト、全共闘派学生による職員への暴行事件、あるいは新入生大会と、頭の痛いことが起こり、持病である痛風の再発をなんども心配したものでした。

いよいよ、9月20日だったですか、全共闘派が、統一行動を起こし、本部構内封鎖、百万遍カルチャータン、時計台占拠……と“決戦”をいどんできた形になったので、ついに機動隊導入を決め、21日に退去命を出したのです。

封鎖解除以後、機動隊に常駐してもらうかどうかについても論議はあったが、それまで情報を集めた限りでは、さほど悪化しないだろうという見通しをもっていたので“当分の間、常駐”に踏み切ったわけです。

その後、心配した学内の反発や、機動隊と教職員、学生のイザコザもなく、徐々に正常化の道をたどったわけですが、前にもいいましたように、大学紛争の解決には、やはり機動隊の力を借りなければならなかったということは、大学にとって恥ではなく、また、大学、学問の自治の放棄でもないと考えています。もちろん学生があばれたらすぐ機動隊を——というのも、どうかと思いますがネ。

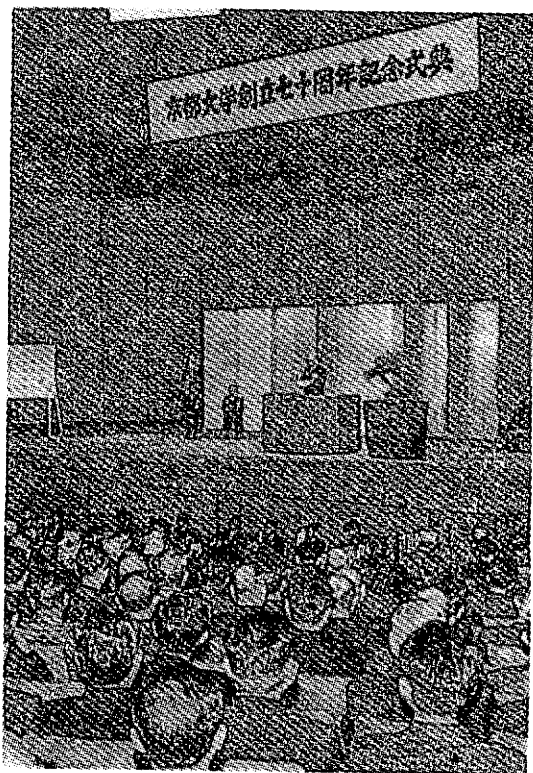
一番大切なことはどういう姿勢で紛争に対処し、機動隊による物理的な封鎖解除のあと、大学として真の正常化、あるいは大学改革をどうするか、ということでしょう。

京大創立70周年記念事業

さる1月8日に総合体育館の起工式が行なわれ、僕も関係者の1人として出席したんですが“感無量”でした。難産のあけく、元気にうぶ声をあげた愛児をみる父親の心境とでもいうか……。

京大創立70周年を記念して何か事業をするという方針は、僕が総長を引き受けたとき（38年末）には、すでに決まっており、これだけは任期中に目ハナをつけたいと考えていましたので、さっそく委員会をつくって何をするか話し合ってもらった。東大の安田講堂みたいな記念館がいいとか、学士会館のようなものをつくれとか、やたらと景気のよい活発な意見がありましたよ。しかし、その実現には敷地と金がいる。そこで、卒業生の協力をえられるかどうか打診しなきゃいかん。片一方が進みすぎでは具合が悪い。いわば結婚の仲人（なこうど）みたいなもので、双方の動きをにらみあわせながら話を進めました。

北海道から鹿児島まで、全国を回って、卒業生の有力者に協力を求めて歩くこともやりました。ようやく先輩たちの間で「記念事業後援会」をつくることになり、初めは前総長の池田勇人さんに会長をお願いすることになっていたんですが、39年春、おなくなりになったもので



京都大学創立70周年記念式典（昭42. 11. 3）

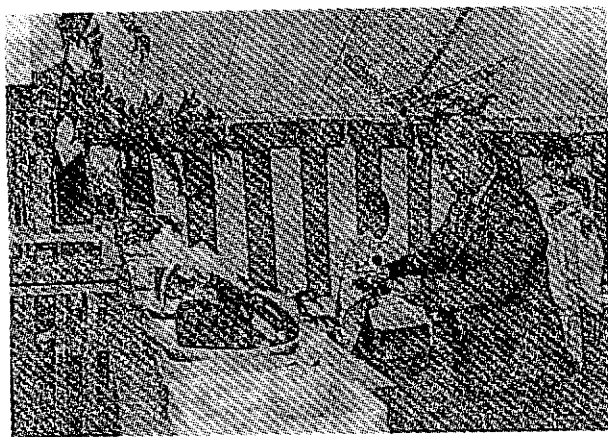
すから、堀田庄三さん（住友銀行頭取）に無理をお願いして会長になっていただいた。

おおよその計画と組織はできたのですが、その段階になって、学内で“産学協同反対”の動きが出てきた。「財界から金をもらおうと大学の自治が侵される」と、学生や職員組合がいい出した。同学会や職組の代表と話し合ったり、説明会という名称で実質的な「大衆団交」をやったり、ずいぶん時間をかけて“交渉”した。「大学の自治は学問の自由を守るためのものだ。それが侵されなければ募金してもよいではないか。京大は年に100億円以上の国家予算でまかなわれているが、学問上、国家の干渉を受けていない。問題は大学の姿勢であり、教官の自覚である。20億円ぐらいの金で、学問の自由を侵されるような、そんな先生方は京大にいないよ」なんて、開き直ったこともあったのですが……。反対の意見を聞いて委員会に反映させる、その結果を反対派に公開して意見を聞く、といった形で“少数意見”まで尊重しましたから、結局「協力しないが邪魔もしない」といった“黙認”を取りつけることができました。

卒業生各位のご努力で募金作業も順調に進んで、約19億円が集まったし、70年史の刊行や記念式典も無事行なわれ、また、京都織物の工場跡地の購入と宇治総合グラウンドの建設も国費で実現した。まだ仕事は残っていますが、一応、軌道に乗ったといえるでしょう。それだけに式典に臨み、今までの苦労を回顧して、人一倍うれしく思ったわけです。

6年間の総長在任中、京大の歴史上、特筆されるような紛争をピークに、今までに述べてきたように、いろいろのことがあったのですが、正直なところ“総長の責務を曲がりなりにまっとうすることができてよかった”といったところです。紛争中も卒業式の中止と、例の“1分間入学式”になったぐらいで、入試はじめ11月祭など中止することなく乗り切り、総長選挙も平常どおり行なえたのですから……。この陰には、初代の芦田さん（譲治・現名誉教授）から山岡さん（亮一・経済学部教授）西尾さん（雅七・医学部教授）庄司さん（光・前工学部教授）柏さん（祐賢・現名誉教授）岡本さん（道雄・現医学部長）上柳さん（克郎・法学部教授）と続いた7人の学生部長をはじめ、各学部長や多くの教職員の方々のご協力があったことだと、心から感謝している次第です。

さて、紛争の静まった現在、大学ははじめ各方面で大学制度の改革論議が続けられておりますが、70



京大創立70周年記念総合体育館起工式（昭46. 1. 25）

周年記念事業の過程からみてもわかるように、大学で“大きなこと”をしようとするればかなりの歳月と努力がいる。大学自体が大きくなりすぎたこともあります。前にも述べたように、大学はいろいろの思想や信条をもった人たちの集まりですから、意思統一はむずかしい。といって、反対を気にしては何もできない。“民主主義は時間のかかるものなり”ですよ。

改革にしても、部分的には改善され

ているようだが、本格的なものはこれから。なにしろ明治いろいろの“大事業”なんだから、じっくりやってもらわなければならない半面、いつまでも放っておいていいということでもない。

学生参加、これにも問題がある。僕は、学生は大学の利用者であり、批判者であると考えています。しかし学生の希望はよく聞いて大学の運営に反映させるべきでしょう。それにしても今のままではどうにもならないんじゃないか。学生の思想も多様化しています。学生自治組織である同学会の代表が学生全体の意見を反映しているかどうかは大いに疑問なんです。学生参加を論じる前に、その組織の民主化、意識の改革が必要ではないでしょうか。

昨年1月16日には京大闘争1周年記念集会が時計台前で開かれましたが、ことしはそれもなく、正常化への歩みを続けているようにみえます。よりよい大学をつくるために、関係者のご努力と勇気を期待する次第です。

（筆者 前会長、前京都大学総長）

A 事業報告

1. 諸会議議事要録

(1) 第1常置委員会議事要録

日 時 昭和46年7月15日(木) 午前10時～午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 加藤会長、宮島委員長

加藤、奥野、松田、藤岡、山田、岸田
倉田、小池各委員

福与専門委員

宮島委員長司会のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があったのち、二宮主事前回(6月24日)の議事要録を朗読し、承認されて議事に入った。

◎ 今後の具体的検討事項について

初めに、委員長より、本日は国大協の立場として、大学改革の問題を今後どのように具体的に検討をすすめていくかそんな点について意見を伺いたい。についてはまず①中教審の答申「第2編今後における基本的施策のあり方」については、国大協としては未だ殆んど議論をしたこともないので、この点を取りあげて検討し見解を考えておく必要があるのではないか。また、②各大学が大学の改革をすすめていく場合必要な学校教育法などの具体的問題について、その方法をどうするか、③中教審の答申に対する国大協側の具体的見解を発表する必要もあるのではないか、大学運営協議会の審議と第1常置との審議をどう調整させていくかも考慮しながら進めていくことも必要ではないか等今後の検討

方針についての考え方を述べられた。続いて事務局長より、過日国大協で公表した「大学問題に関する調査研究報告書」に関して、文部省の関係官に対し、この報告書の目的や公表した理由等を説明し、今後文部省において大学の改革問題を検討する場合には、十分この報告書を参考にしてほしい旨依頼しておいたとの報告があった。

ついで松田委員より、①今回の中教審の答申については、各大学でそれぞれ検討することになると思うが、未だ公表直後のことでもあり、意見をまとめる段階までには至っていないと思われるが、第1常置委員会としては一応審議を進め中間報告的なものを作り、あらかじめ大綱を示して各大学に対し、この問題について検討してほしいと依頼し、その上でアンケートをとったり等して意見をまとめる必要があるのではないか、②中教審の答申を受けた後、文部省においては今後の教育改革の総合的な推進をはかるため、事務次官を主宰者とする「教育改革推進本部」を省内に設けて改革に取り組む考えのようであると、別紙配付資料「中央教育審議会の答申にもとづく基本的施策の実施計画の大綱(案)」によって、今後の文部省の予定について説明報告があった。

つづいて、各委員の間からつぎのような意見があった。

○ 中教審の答申の第2編をよく検討してほしいと各大学へ国大協から依頼することは必要である。

○ 大学の改革をするためには、法令の改正よりも、先ず具体的問題を先に検討しておく必

要がある。

- 中教審の答申の第2編「今後における基本的施策のあり方」の各項目については、未だ国大協としては検討していないので、この点は特に検討する必要があるので、第1常置委員会としては至急とりかかすべきである。

大略上記のような意見があつて、討議の結果当委員会としては差当り上記答申のうち特に第2篇について検討をすることとし、ついで、委員長より本日はその検討を具体的にどうすすめるかについて話し合つてほしいと述べられ、つぎのような意見があつた。①まず、中教審の答申に対して文部省ではどう処理するか予めその状況を聞いて見る必要もある。また、②当協会が公表した、「大学問題に関する調査研究報告書」と中教審の「答申」との関連について検討をして、その相違点を明らかにし、それらの調整をどうするか、③「答申」のうち、特に第2編関係の各事項について検討しどんな風に進めるかについて先ずとりかかつてはどうか。

以上のような意見があり、討議の結果、先ず中教審の「答申」を掲載した「文部広報」を、国大協より各大学へ送付し、特に「答申」のうち、

- ① 第2編第1章「総合的な拡充整備のための基本的施策」の各項目に対する意見
② 第2編第2章「長期教育計画の策定と推進の必要性」および「参考資料」に対する一般的意見
③ その他答申全般に対する意見
- について各大学でそれぞれ検討するよう依頼することとした。

なお、各大学へ照会する文案は、事務局長が作案し、朗読の上説明があつたが、この案文については委員長と事務局長に一任することとし

できるだけ早く検討依頼の文書を発送（答申書記載の文部広報を1部ずつ添付のこと）し、各大学よりの回答を9月末日までをお願いすることとした。

- 小委員会開催について

今回の本委員会を開催するまでには、一応問題点を絞つておく必要もあるので、その前に小委員会を開いて問題点の検討をすることとし、来たる8月9日（月）午前10時より、国立大学協会会議室において開催することとした。

小委員会のメンバーは、つぎの方をお願いすることとした。

宮島委員長、藤岡委員、松田、桑原、山田各教員委員、中川（敬）、柿内、福与、市原各第1常置専門委員、綿貫、下沢、越後谷各第2研究部会専門委員

（2） 第2常置委員会議事要録

日 時 昭和46年7月28日（水）午前10時～午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 秋月委員長

松永、実方、横田、谷田、続、森島、中村各委員

肥田野専門委員

秋月委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があつた後前回（6月24日）の議事要録を朗読し、承認されて、議事に入った。

1. 共通第1次入試に関する問題点について

初めに、委員長より、第2常置委員会として今後検討すべき問題点については、前回の委員会で検討したとおり差し当つては、共通第1次入試を実施の場合、實際上どのような問題があ

るか、特に合否の判定はどのようにするか、また、これに関連して内申書をどのように合否の判定にとり入れていくかを課題として討議を進めていくことにしたが、その後入試調査特別委員会の委員長と協議の結果とりあえず内申書の問題について検討をすすめていきたいと今後の検討方針について考え方を述べられた。

ついで、松永委員より、前回の入試調査特別委員会で検討した別紙配付資料の「第5回入試調査特別委員会提出資料」の修正箇所（別紙修正のとおり）の説明と報告があって、了承された。

2. 内申書の扱い方について

委員長より、入試は内申書を合否の重要な判定資料とすることはよいと思うが、どのような方法で判定するのがよいかこの点が問題となると思うので、先ず、そんな点から検討したらどうかと思うと発言があり、ついで各委員からそれぞれつぎのような意見と実状報告があった。

- 在学中の成績、特に最終学年の成績（全科目）を中心として判定したらよい。
- 私の方の大学では、内申書によって全科目の平均値を出し、判定委員会の委員に知らせている。同点者を選ぶ場合には、大部分の学部では内申書を利用しているが、利用の方法は学部によって違っており、大学としては統一していない。
- 現在のところ、内申書はあまり重視していない。基本は総点主義をとっているが、学科によっては多少取扱いが異っている。今後は入学試験の科目を減らす方向を考えているが、そうなった場合は、内申書のウェイトは大きくなると思う。
- 従来の高校からの内申書の枠（a、b等の分け方）は、各学校が任意にきめるので、大

学側としては判定に困まる。従って同点者の場合とか、補欠を選ぶ場合とか、また健康の面を参考にしている。

- 同一の高校出身者について、大学入学後の成績を調べて見ると、殆んど内申書の順位に合致していて大きな変化はない。
- 内申書の取り扱いが、学部によって重視するところと、しないところがあるので、このことも検討の余地はある。
- 入学者を決定する場合、最後の1割程度のところで内申書を参考としており、また、極めて少数の者については面接を行なって決めている。
- 入学定員が増加しても（例えば100人の定員を200人の定員にした場合）入学後の成績は、全体として定員増加以前の成績と較べて特に遜色はない。また、入試の成績とその後の成績との相関関係は特に目だったものはない。
- 内申書のある程度点数に換算する方法をとったかどうか。

以上のような報告があり、これらの事情は共通第1次入試実施の場合の問題となることが認められた。

続いて、委員長より、内申書の取り扱いを知る必要があるので、各大学（発表は大学名を省くこととして）へ照会してはどうかと諮られたところ、多くの大学では、従来は利用率が悪いのが実状であり、また、内申書の取り扱いの標準は定めていないので、各大学に任せの方がよいのではないかという意見が強く、討議の結果、各大学への内申書の取り扱い実状調査は無理であろうとの結論に達し、この照会は見合わせることにした。

ついで、委員長より、今後内申書の取り扱い

をどのように検討すればよいかと諮られ、種々意見の交換があったが、最終的の取り扱い案はきまらず、今後は、統委員の調査資料の説明をさらによく伺ったりなどして、引続いて検討することとした。なお、内申書と入学後の成績の相関関係を知りたいので、できれば当委員会の委員が属している大学だけでも（場合によっては一部の学部でもよい）100名位を基準にして調べて貰って検討資料としたいとの意見があった。

○ 次回委員会

日 時 9月29日（水）午後1時より

場 所 国立大学協会会議室

（3）第3・第4常置委員会合同会議議事要録

日 時 昭和46年7月21日（水）10時～15時10分

場 所 如水会（神田）会議室

出席者 第3常置委員会

広根委員長、松本、綿貫、富山、池田後藤、砂崎、山田、平、碓井、飯島（代、今井）、藤吉、永松各委員

総山、倉石、三島各専門委員

第4常置委員会

金森、安田、相磯、清水、鈴木、宮田藤本、力武、池田各委員

井上臨時委員

小路専門委員

広根第3常置委員長の司会により開会。

初めに、代理出席の今井教授の紹介があり、次いで第3常置委員会および第4常置委員会の前回の議事要録中学寮に関する部分を朗読の後委員長より本日合同会議を開催することになった

た経緯について、別紙の「学寮に関する調査研究報告（案）」が、去る6月の総会において審議された結果、再検討するよう差しもどしたかったので、委員会としては、只今朗読の要録にあったように、もう一度大学の意見を聞いて検討した上修正案を作成することとしたが、第4常置委員会でも多少のニュアンスの違いはあるが、大体第3常置委員会と同意見と考えられるので、柳川委員長とも連絡し、本日合同会議を開いて、この問題の取扱いについてご意見を伺うこととした旨、その経緯について説明があって、議題の審議に入った。

1. 学寮に関する調査研究報告（案）について

委員長より、まず審議の進め方について諮られ、綿貫委員より作案者の立場から、中教審の答申に見られる方向に順応してよいのか、あるいはこれとは反対の方向に進めるのか、アンケートの回答からははっきりくみ取れなくて方向付けができない。作案者としては、大学からの回答意見に基づいて審議するほかはないので、従ってアンケートの結果をふまえて将来の学寮はどうあるべきかを方向付けしようとしたものである旨説明があり、これに対してアンケートに対する回答と学長の考えにくい違いがあるようであるが、アンケートに対する大学からの回答に真実性があったのかどうか問題としてあげられ、ここでアンケートの取り方や回答に問題がなければよいとして、もし疑念があるならばその点を説明することにしてはどうかとの意見があった。アンケートの取り扱いは微妙であり批判はあり得るが、問題はもう一度アンケートを行なっても、果たしてははっきりした結果が得られるかどうかとの意見も出された。よってアンケートした当時の事情について、アンケート案は第3常置委員会で検討して立案したもので

あり、これを各学長宛に出したが、しかしこれは実情調査でなく意見調査であるので、中には私的見解もあり、回答は千差万別であった。現実としてはあれでやむを得なかったものであると思うが、一つの方向は示していたと思う。ほんとうに調査するには、大学に出向いて直接実情や意見を聞いて調べるほかはない。文書によるアンケートでは、ほんとうの意見はつかみにくい。存続論でよいにしても、大学がこれを進める上に大きな障害があっても困るので、本問題は冷静にかつ慎重に、外国の例などについても調査し検討する必要がある、教育的に実益のないものを採りあげてみてもいたし方はなく、またこれで全国の大学を一様に律することもできないので、一つの参考資料を提供したものである旨説明があった。

ここで、昨年8月第3常置委員会で実施したアンケートについて、別紙「学寮問題に関する意見調査」とその「集計状況」により、アンケート実施の方法と質問要項などその内容および回答の「集計結果」について一応目を通すこととした。

昼食後、引続いて審議に入り、お目通り願ったアンケート調査について、これだけの作業により、報告(案)をまとめたものである以上、これをやりなおす必要はない。この報告(案)を小委員会の案として生かしていくことで結構である。ただ委員の交替もあったことから、この報告(案)について第3・第4常置委員会の委員・専門委員の方々の率直な意見を聞き、その意見に基づいて修正加筆の上修正案を作成し、この修正案について各大学の意見をきくこととなった。

次に、これに対するアンケートの取り扱いについて

- (1) 小委員会として扱うか
 - (2) 常置委員会として扱うか(第3・第4の合同で)
 - (3) 学寮に関する委員会として扱うか
- 等種々意見の交換があり、結局、今後の検討の方法も含めて、(1)別紙「学寮に関する調査研究報告(案)」を第3・第4両委員長名をもって各委員に送って意見を求めること、(2)各委員の意見は8月7日までに国立大学協会事務局まで提出願ひ、これを8月16日に小委員会を開いて検討の上原案を作成し、9月20日頃に第3・第4合同会議を開いて、この原案について審議の上修正案を作成し、これを更に各大学に送付して意見を伺ひ、10月20日頃までに意見回答を得てこれを上記合同会議で検討の上成案を得て、できれば秋の総会に提出することとし、もし間に合わぬ場合は総会には中間報告を行なうこととすることとした。

2. 学生の災害事故対策について

井上臨時委員より、第4常置委員会では、かねてより学生の災害補償の問題について検討して来たが、目下新しい保険制度について関係筋と話し合っており、できれば国家補償制度にしたいと慎重に検討している旨報告があった。

(4) 第3・第4常置委員会合同会議議事要録

日 時 昭和46年9月21日(火) 午前10時～午後5時30分

場 所 学士会分館8号室

出席者 第3常置委員会

広根委員長、松本、福井、綿貫、富山、池田、後藤、砂崎、山田、平、碓井(代、後藤)、飯島(代、今井)、藤吉、

永松各委員

総山，三島各専門委員

第4常置委員会

柳川委員長，村尾，金森，安田，鐘ケ

江，鈴木，野田（代，井町），宮田，力

武各委員

井上臨時委員

小路専門委員

広根第3常置委員長の司会により開会。

初めに，広根委員長より代理出席者の紹介があり，続いて事務局において前回の議事要録を朗読，これを承認し，議事に入った。

1. 学寮に関する調査研究報告（案）について

初めに，綿貫小委員長より，別紙配布の「学寮に関する調査研究報告（案）第1部アンケート調査の結果」および「第Ⅱ部学寮の未来像に関する模索」の立案経過について説明があり，なお，本案は各大学からの回答意見に基づいて寮の目先の問題ではなく寮のあるべき未来像について検討したものであることおよび本案の内容からして部外者に対する取り扱いならびに事務的取り扱いについて特に配慮願いたい旨注意があり，これを了承の上審議に入った。

まえがきおよび第1部アンケートの調査結果について，立案者の三島専門委員より，本案はアンケート調査の結果と未来像を別々にまとめるようにとの意見があったので，前の案とは大幅に構想を変えた旨説明があり，先ず，まえがきから審議に入り，事務局において別紙案文を順次よみあげ三島委員より逐次説明の上質疑応答があり，一部字句の修正を行なったが，その審議の過程において，本案は寮の存続を認めているアンケートの結果を前提として1部と2部に分けて，作業した立場を明らかにする必要があるので，並列に論ずるのでなく，第1部のアン

ケート集計結果について，いましてウェートを
おいてはどうかとの意見や，第1部の「2. 調査
結果に見られる問題点」と第2部の内容とは関
連性があるようだから案文全体を通覧した後で
検討することとしてはどうかとの意見がありよ
って一応全体を通読の上，頁を追って審議に入
ることとしたが，それに先だち全体の立案の構
想について意見の交換があり。①第2部を主体
として第1部をその中に織り込んでどうか，
②第2部だけでよいではないか，③第2部を立案
するための方法として第1部のアンケートがあ
るので，第1部の中に第2部を織り込むべき
ではないか，④第2部を得んがためのデータ
が第1部であるにしても，いまして簡潔にして
はどうか等の意見が出され，委員長より第1部
の1はなるべく簡潔にする。第1部の2は必要
ではあるが，第1部の1を見ればわかるので，
第2部を主として第1部の2を第2部の中に取
り入れることにしてはどうかとの提案があり，
これに対し，①第1部を純客観的なもののみと
すると，その内容について詳細に説明せよとの
意見も出ると思うし，また，生のデーターとそ
れに基づいての改革案が必要であるので第2部
だけでは批判が出ると思うとの意見や，②第1
部を簡潔にして第2部への橋渡しをすることで
よいではないかとの意見もあり，③第1部の中
の意見的な部分は第2部へ移し簡潔にする。ど
ちらかといえば第1部の2を生かし，第2部を
削ってはどうか。④第1部と第2部が重複して
いる点を調整することは必要だが削ってしまう
ことはどうか，第2部は生かしてほしい。⑤第
1部を受けて第2部は残すこととし，ただし第
1部の2は第2部へ移したい等々重複した意見
も出され，結局種々の忌憚ない意見が出された
が，立案者としては，具体的に示してもらわな

ければ修正は技術的には難しいとの意見も出され、委員長より以上の諸意見を総括して、第1部はアンケート調査の結果についての事実関係のみをかがげ、第1部の2を第2部とし、原案の第2部を第3部とすることではどうかとの提案があった。

ここで、しばらく休憩し、委員長、小委員長総山、三島両委員その他の小委員等が別室において意見のまとめについて打ち合わせを行なった。

審議を再開し、委員長より打ち合わせの結果について、第1部は、原案第1部のとおりとする。ただしコメントや意見的なものは削る。第2部は原案の第1部の2とその背景となるものを加え「学寮に関する諸問題」とする。原案の第2部を第3部とし学寮の未来像に関する模索とする。なお、第2部と第3部の重複した部分は削除するが、必要な点は残す。以上の方向でもう一度検討してはどうか、これでよろしければ、内容について具体的に検討したい旨諮られ①14頁上から12行目「国立大学全体としては…以下4行……意見が圧倒的に多い。」のようにいきってよいものかどうか、②教育上必要ではなく困窮者救済的な考えがあるかのようにいわれる例があるが、問題は国大協としてそれをよいものとして取りあげてよいのか、③存続論も出ている現実問題としてはかなり疑問をもつ大学がある。出ている数字は卒直に出して、コメントのつけ方に注意することによいと思う。④16頁から17頁の○管規程については、これに拠らなければ新規の学寮の建設も予算的に顧られない点からしても、また、入寮選考の上からしても実際上○管規程は存在するものと解せざるを得ない。⑤17頁から18頁の経費負担の点「自明の理」という表現でよいのか、⑥学寮の問題はい

くら論じても結論は出しにくいので、あいまいに結論を出す現実的には非常に困ることにもなる。そこで案としては未来像について書く必要はない等忌憚のない意見が出された。以上、出された意見を入れて、小委員会において、1、2、3部の形で提案することとした。

なお、今後の審議の進め方について検討の結果、本件は、慎重を期し、11月の総会には経過報告をなし、来年6月の総会に諮ることとする。その前提のもとに総山、三島両専門委員にお願いして修正案を作成願ひ、これを来たる10月7日（木）に小委員会を開いて審議の上原案を作成し、この案をプリントして前もって各委員に届け、10月28日（木）に第3・第4合同委員会を開いて審議することとした。

本案の部外者に対する取り扱いについては、特に注意することを重ねて確認し、綿貫小委員長の外国出張不在中の小委員長代理として山田委員を煩わすこと等について申し合わせた。

2. 大学卒業予定者就職問題について

鶴田事務局長より、去る9月20日に大学卒業予定者就職問題懇談会が開かれ、来年度の申し合わせについて懇談した結果、今年度の申し合わせ（事務系、技術系とも7月1本とした）の線によいではないかとの空気であったこと、また、当協会としては前年度と同様の申し合わせで行きたい旨の説明があり了承された。

（5）大学卒業予定者就職問題懇談会要旨（文部省主催）

日 時 昭和46年9月20日（月）10時～13時
場 所 霞山会館さつきの間（9階）
参加者 国公私立大学団体関係者
日経連喜多村雇用教育課長

文部省斎藤学生課長、小岩同課長補佐
初めに、文部省を代表して斎藤学生課長より
来年度の就職問題についてどうしたらよいか成
べく早期に決論を得たいので協力を願いたい
旨挨拶があり、次いで各大学団体ならびに日経
連側より、それぞれ次の各項目その他について
報告ならびに情報交換が行なわれた。

1. 最近の就職状況とくに経済変動の影響等について

- 各大学団体よりの報告として、今年の就職事情は全般的には従来ととくに変りはなく、最近のいわゆるドルショック等による影響も今のところ目立ってあらわれてはいない。私大関係で1、2内定取消があったとの話も聞いたがしかしそれ以上の情報は得ていない。

ただ、学生の自由応募が多くなって、大学としての実情把握が困難になって来ている。

- 日経連側の話によっても、中高卒の採用取消の方は日立関係その他が表だって大きく報道されているが、大卒については内定取消のことは余り聞いていない。また採用計画数の変更もとくにはない模様だ。

最近の経済界は、昨年来の不況にドルショックで追討ちをかけられた形だが、大卒については企業も先行きを見越して、幹部要員として、またシステム化情報化に伴う専門職能的職場が増している関係もあり、不況だからといってもすぐ採用取止めなどは余りしないのではないかと、もちろん、企業の業種や地域によりいろいろ事情は異なる。

2. 景気の先行き見通しについて

主として日経連側より経済界の観測として、

- 昭和40年不況は約1年～1年半の期間だったが、今度はそれより長期化するものと思われる。しかし、その度合いの深さについては

見当がついてなく、或いは心配しているほどのことにはならないのかも知れず、それには秋の補正予算の程度や、来年度の予算の規模など政府の政策が、相当の影響をもつ。しかし大体としては、昨年ほどの景気は期待出来なくとも、来年は今よりはよいのではなかろうか。

- 人手不足は、40年頃と比較してはかなり厳しく、三菱商事社長が採用について業界の反省を呼びかけているが、この問題について日経連でも検討してみても、今のところ仲々名案は出て来ない。青田刈りに見られる争奪戦はおそらくなくなるのではないかと。一般にドルショックで青田刈り防止は守り易くなるだろうといわれるが、ドルショックの影響で青田刈りが止むことはあるまい。決定率が低くなる程度に止まるのではないかと。

3. 自由応募が殖えたことについて

- 最近の学生は、自分の最も希望するところを決まるまでは何箇所にもでも誓約書を出して平気で居よう。この点から見ると先決主義の原則は実際上破れている。

自由応募の場合、内定しても大学に報告するものは少なく、大学では実情把握は出来ない。

- 企業が内定取消をしたため訴訟になっている事例が多いが、判決ではいつも企業側の敗訴になっており、一方学生が誓約書違反をしたからといっても、職業選択の自由については憲法の条文があるので、それをいわれると業者の方は対抗が出来ない。

4. 来年度の申し合わせについて

- ① 申し合わせを行なうことについては、各団体とも別に反対はないようだ。
- ② 今年申し合わせた事務系、技術系7月一本

の線についても、それを元に戻せというところも考えられないし、これも今年申し合わせただけだから、少なくとも来年位はこのままにするのがよくないか。

- ③ 今年の申し合わせ以上に、何かプラスになるようなことがあるかどうか、例えばまた文部省、日経連の共同意見表明を出すとか、守らせるための体勢作りとして学生の内定重複をコントロールする方法が考えられるか、その他産業界の自主規制の問題として何か考えられるか。

等のことがいろいろ話合われたが、各団体においてこれ等の問題についてさらにそれぞれ内部的に検討し、また文部省でも日本工業教育協会の方の状況も調べたりした上で、次回懇談会は11月初めに開催することに申し合せた。(次回当番国立大学協会)

(6) 第6常置委員会議事要録

日 時 昭和46年7月23日(金)午後1時～午後4時40分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 加藤会長、和達、前田各副会長

近藤委員長

中林、加藤(六)、馬場、井手、今西、

井上、広橋、北村、田中各委員

高梨、針貝各専門委員

近藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本日は主として、授業料の性格について種々意見の交換を行ないたいと思っているが、この問題は、今後重大な問題となると思われるので、特に会長、副会長の出席を願ったと開会の挨拶があり、続いて、本日の会議資料の説明と前回(6月24日)の議事要録

の朗読があり、ついで議事に入る前に、会長および近藤委員長よりつぎの問題について、それぞれ状況報告があった。

○ 定員削減問題のその後の状況について

このことについて会長より、先般要望書を提出した後、文部、大蔵両省の首脳者と会談した際、この問題についての見通しをたざしたところ、目下適用除外について努力しているが最悪の場合に特に国立大学の教職員だけを除外することは困難になるかもしれない。万一このような場合は、できるだけ実態を考慮して削減率を低くし、各省庁のうち最低の率にする様極力努力するつもりである。最終的決定は、8月中頃になる見込みであるとの話があったとその後の状況について報告があった。

○ 教官等の待遇改善について

近藤委員長より、去る6月の総会後提出した国立大学教官等の待遇改善に関する要望書のことに関連して、その後文部省の新官房長に面接の際、当方で要望しておいた待遇改善のための調査会(会名は未定)は、9月頃発足したいと考えているとの話があった旨報告があった。

なお、大分大学長からの連絡により佐藤(正典)人事官に会ったところ、教官の待遇は確かによくないので指定職の増員のことについて積極的であって、特に甲をつくりたいとのことであり、要望書をもう一度出してはどうかとのことであったが、乙についても大幅に増してほしい旨重ねて口頭をもって要望しておいた旨報告があった。

議 事

1. 授業料の性格について

委員長より、国立大学の授業料引上げの問題

は、明年度予算編成に関連して採り上げられると思うので、国大協としては予めこの問題について検討をし、意見をまとめておきたいと思う。本日はこの問題について自由な形で意見の交換を行ない検討してほしいと述べられた後、馬場委員に検討をご依頼しまとめて貰った授業料の性格についての見解を、別紙配付資料の「国立大学授業料について（準備的メモ）」によって、同委員より説明を伺うこととした。

ついで同委員より、この見解のメモは、現行制度の枠組の中で授業料の解釈を試みたものであると前置きされ、同メモの全文を読み上げ授業料の性格について種々の角度から検討したものであるとその見解の説明があった。

ついで、各委員の間で馬場委員のまとめられた見解を中心に種々意見の交換や質疑応答があったが、その主なるものは、つぎのような点であった。

○ 教育は民間だけでできるものではないので国として必要なある限度の人材の養成に関しては国立の大学が主として教育の責任を持つべきであるということを強調すべきだと思う。国立大学の経費は、租税によってまかなわれているが、一部は個人的利益につながる面もあるのである程度の授業料をとるのは当然であるが、私大の授業料とは性質が違ってあるので、この点を強調したらどうか。

○ もともと教育は、国がやるべきものであるから、できるだけ低くするのが当然である。

○ 私立大学と国立大学の授業料の比較もよく検討しておく必要がある。

○ 文部省では現在のところ非公式ではあるがなるべく引上げたくない気持は持っているようだ。しかし、大蔵省、自民党あたりから引上げを強く打ち出してくるものと予想され

る。

○ 授業料の性格論の外に水準論（決め方をどうするか）を検討しておく必要もある。

○ 授業料と奨学金との関係は、現在のように奨学金（育英会）が低額である限り無関係の問題として考えてもよい。

○ 授業料は、有効に施設を活用するための確認料的なものと解したらどうか。

○ 現実問題として、値上げすれば、学生紛争に火をたきつけることになるのは、ほぼ確実である。

○ 文部省その他から値上げについて協議があると思われるので、国大協としては、前もってこの要求に対処するため、見解なり、あるいは要望書を提出する用意をしておく必要があると思う。

大略以上のような意見が述べられ、最後に委員長より、この問題は、今直ちに正式に公表する時機でもないが、いずれ意見を発表する時機が来ると思われるので、予め国大協としてはこんな風に考えていると資料を今のうちから検討して用意をしておきたい。ついては、この問題はこの上とも馬場委員を中心にして検討をお願いしたらどうかと諮られ、一同異議なく賛成された。ついで委員側から、①当分は文部省の動きを見ていて、文部省から聞かれた場合は大体こんな風に考えていると話してほしい。しかしその場合、口頭にするか文書によるかは問題がある。②暫らくの間は、口頭の方がよい。正式に発表する場合は総会に諮ってからにしたい。

（一同賛成）、③国大協としての見解は、なるべく早くきめておき、次回の理事会までには、中間報告としてでも当委員会の見解を出してはどうか。等の意見があつて、協議の結果、委員長の考えのとおり馬場委員のもとで国大協として

の意見の原案をつくって貰うこととした。

なお、この問題は、馬場委員の要望により小委員会を設け、必要があれば専門委員を増員して検討することとし、本日欠席の委員および専門委員の外に第1常置委員会の松田委員と大学運営協議会の雄川委員、武田委員に対しても本日資料として配付した「国立大学授業料について（準備的メモ）」を送付し、これについてのきたんのない意見を伺うこととした。また、文部省側に対してもサウンドしておく必要があると思われるが、この問題についての取扱い方については馬場委員に適当にお任せすることとした。

2. 昭和47年度国立学校特別会計予算に関する要望書について

委員長より、来年度予算に関する要望書は例年10月初め頃文部、大蔵両省へ提出していたが、本年も大体その予定で要望書を提出したいと考えている。ついては、差当り先ず、専門委員会で検討を願って原案の作成を願い、それを第6常置委員会を開催して検討し、成案を得て要望書を提出したいと提案があり了承された。

なお、原案の作成の際は昨年度の要望書（別紙添付資料の「昭和46年度予算に関する要望について」）を参考として作案して貰うこととした。

3. 「学生部職員の特別調整額についての要望書」について

先般京都大学において開催された「全国国立大学学生部次長会議」の決議に基づき、標記の要望書を文部省へ提出したので、この実現について国大協側からも促進してくれるよう依頼があったとその要望書の写を朗読の上、報告紹介があった。

以上で、本日の会議を閉じた。

（7） 第6常置委員会議事要録

日 時 昭和46年9月14日（火）午前10時～午後3時

場 所 国立教育会館（4階）第6研修室

出席者 加藤会長、前田副会長、近藤委員長
丹羽、中林、渡辺、鎌田、加藤、馬場
井手、今西、井上、広橋、北村、中塚
各委員
福田、田口、針貝、稲野、手塚各専門
委員

（説明者）

安養寺審議官、吉田庶務課長、斎藤学生課長、大崎大学課長、青木会計課第三予算班主査、大門大学学術局庶務課長補佐

開会に先だって、鶴田事務局長より、本日は例年のとおり来年度予算編成の前に、この委員会を開いて文部省から関係官の出席を得て、来年度概算要求の重点事項について説明を願い、国立大学協会から要望書を提出する場合、どんな点に特に重点をおいて要望したらよいか要望書作案のための審議を願うものである旨説明があり、ついで、委員長の開会の挨拶に続いて文部省からの出席者の紹介があり、ついで丁子次長より本日の会議資料の説明があつて議事に入った。

1. 昭和47年度概算要求重点事項について

このことについては、安養寺審議官より、①本年度の概算要求は、昨年度に比べて総額として大体25%程度の増額となった。②補正予算の編成方針は目下のところはっきり決定はしていないが、決まればそれに応じて編成したい。③定員削減の問題については満足ではないが、今

後この具体的対策について検討をする方針である。今後具体的にどうするか、意見を伺いたい。非常勤職員の救済についても考慮して要求に持ち込んだ。④琉球大学を国立大学へ移管する検討をすすめている。国立大学総がかりで援助をお願いしたい。と前置きされ、ついで文部省側から資料として配付された、別紙「昭和47年度概算要求重点事項」と「昭和47年度概算要求重点事項要求内訳（国立学校）」によって、つぎ重点項目をとりあげ、各項目ごとに明年度の要求額と本年度の予算額とを比較しながら内容について説明があった。

〔概算要求重点事項〕

I 高等教育改革の推進

1. 高等教育改革推進会議の設置
2. 大学入学者選抜制度および育英奨学制度の改善に関する調査
3. 筑波新大学の創設および放送大学の準備等

II 高等教育の整備充実

1. 国立大学等の整備充実
2. 公立大学等の助成
3. 教員養成・再教育の充実
4. 情報科学・情報処理教育の振興
5. 医学教育の充実
6. 育英奨学・学生指導の充実
7. 留学生教育の充実

III 学術の振興

1. 国文学研究資料館の創設
2. 重要基礎研究の推進
3. 研究費の拡充
4. 学術交流の推進

〔概算要求重点事項要求内訳（国立学校）〕

1. 大学院研究科の設置
2. 学部の創設等

3. 学科の新設・改組
4. 短期大学の拡充
5. 教員養成大学・学部等の整備充実
6. 国文学研究資料館の創設

以上の説明があったのち、定員削減の問題、図書館要員の増員の問題、教官当積算校費の増額の問題等について質疑応答があり、討議の結果、昭和47年度の要望書は、昨年度提出した要望書を基にして本日話し合った意見を考慮に入れ、提案をすることとした。

2. 昭和47年度予算に関する要望書の提案について

初めに、委員長より、明年度予算に関する要望書は、昨年提出した配付資料(4)の「昭和46年度予算に関する要望書」を基にして、本日の文部省側から説明のあった概算要求の重点事項を考慮に入れ、具体的にどうすれば効果的であるか、十分検討してとりまとめをしたいと述べられ前年度の要望書を基として具体的審議に入った。ついで提案について、つぎのような意見があった。

- 全体的な感じとして昨年の要望書は、要望事項の表現が一行にならなくて特に強調されているところがないような感がある。この様式を本年もとるとすれば、前文の方で多少文章を変え強調するような表現にしたらどうか。
- 前文の後の部分（昨年の要望書1頁の終りの部分3行目以下）の文章の表現を適当に改めること。
- 昨年度の要望事項の、一の(一)基準的教育研究費の増額の項目名を文章に改め、なお、同項の(1)教官当積算校費の増額（とくに学科目制の格差是正）のうち、（とくに学科目制の格差是正）を、今回は削除する。

- 同要望事項の(二)の(2)「教員の増員（講座・学科目の新設整備）」を「講座・学科目の新設整備」とする。
- 同要望事項の(3)として「職員の増員（大学院要員・図書館要員および研究機器保持要員等の整備充実）」を新たに加えること。
- 同要望事項の(3)を(4)として、前年度の項目を「一般教養課程の整備充実（学科目の整備・実験助手の増員・学生当積算校費の増額）」と改めること。
- 同要望事項の(4)を(5)とし、項目を「教員養成学部の整備充実」とし、前年度の(四)内を削除し、この部分については、要望書を提出の際、口頭をもって説明すること。
- 同要望事項に「(6)医学教育の整備充実」を追加すること。
- 同要望事項(三)の次に新たに(四)として、「国際交流関係経費の増額（留学生等の交流・チューター制度の実施・私費留学生の援助）」を追加すること。
- 同要望事項「二 学生の厚生補導の整備充実」の中の項目に(四)として「国立大学共同利用研修施設（仮称）設置」の項を加えること。
- 同要望事項「三 附属病院の整備充実」の項の(一)の項目を「病院教官等の増員および処遇の改善」に改めること。

大略上記のような意見があり、これらの意見を取り入れて、本日後刻委員長、専門委員で作案し、会長の承認を得て、昨年に準じて10月初め大蔵省その他関係方面に提出することとした。

（以上で午前の会議を終り、午後0時40分より再開）

3. 国立学校教職員の定員削減について

安養寺審議官より、削減状況とその実施方策

について説明があった後、つぎの諸点について意見の交換や質疑応答があった。

- 文部省から、各大学に対し、定員に比例して一率に削減数を割当てられると、大学としては取り扱い上支障がある。
- 他に割当の適当な方法が見当たらないので、公平という考え方から一応定員に応じて割当てざるを得ないだろう。また、従来のプール制のようなやり方にも、いろいろ問題があって現在のところ良案がない。
- 削減数を決める場合には、学生定員に対して、職員は何%というように一定の比率をきめ、全体の人員計画を立て、その伸びの中で考える以外には、現状の下では方法がないように思われる。
- できれば、各大学の約得の出来るような配置要員の一定の基準を定め、それによって過不足のデータを作って見る必要があると思う。
- 定員削減は、各大学でプール制の形をとる方がむしろよいような感じである。しかし、大学によっては出血せざるを得なくなっている向もある。とにかく公文で各大学へ削減数を通告されると、大学としては処理に困まる。各大学へ割振りをする場合には公文でなく、予め文部省から各大学へ連絡をしてほしい。
- 定員削減については、はっきりさせることも必要だが、増員の方も本省のご努力をお願いしたい。
- 職員の定員削減については、各大学で非常に困っている。文部省においても弾力的に取り扱って欲しい。
- 大学としては、文部省の一括処理の方がよい。

○ なお充分に検討したい。

以上で、文部省関係者退席、ついで前回（7月23日）議事要録を朗読し、一部ミスプリントの修正があつて、承認された。

4. 国立大学の授業料について

初めに、委員長から、この問題については、過日各委員・各専門委員および松田（第1常置）、武田（大運協）、雄川（大運協）各委員へ、馬場委員がまとめられた「国立大学授業料について（準備的なメモ）」を送付して、意見を伺ったところ、別紙（資料14）のように数名の委員より意見を寄せられて来たが、なお、このほか近日中にその他の方からも意見を寄せられる予定になっているので、それらの意見を待って次回に引続いて検討することとした。

ついで、馬場委員より、前回配付した上記授業料に関するメモの2の箇所最後の部分に、「また、授業料についての考え方の最近の推移は、対価としての意味ももっていないようになってきた。」を追加修正する旨 報告説明があつた。

なお、この授業料の問題については、馬場委員より別紙資料「学生経費対授業料」と「大学運営費（予算、学生1人平均）に対する授業料」比率に関する問題について説明があつた。

続いて、委員の間から授業料の問題についてつぎのような意見があつた。

○ 大学就学に相当する年齢層は、全国に約1,000万人程度あるが、このうち国立大学の学生数は約3%に過ぎない。このような程度の数ならば、考え様によっては、国として人材をつくるためには、授業料はむしろ国負担にしてもよいのでないかとの理論も成りたつ。

○ 私大の授業料は、国立大学の授業料とは性質がかなり違っているので、特に関連させて

比較する必要もないのでないか。

以上のような意見があり、最後に協議の結果今後送付されてきた意見は、事務局側で適当にとりまとめ各委員へ送付することとした。なおこの問題は特に急を要する問題でもないので、正式に小委員会をつくる前に、馬場委員その他関連の深い少数の委員、専門委員の間で後日適当な日を選んで意見の交換をして検討することとした。

（8） 図書館特別委員会議事要録

日 時 昭和46年7月21日（水）午前10時～午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

広根（代白石）、谷田、清水、広橋、谷口、北村、田中各委員

松田、深川、佐藤、高木各専門委員

昨年末波多野委員長退任後、後任委員長が未定のままとなっていたので、本日委員長を選任するまで、加藤委員（東工大）が座長となって開会。

1. 委員長選出について

まず、加藤座長より、委員長の選任については投票によるかあるいは推せんによって決めるかを諮られたところ、推せんによることとし、加藤委員（東工大）が推せんされて委員長となり、同委員長より就任の挨拶があり、続いて同委員長主宰の下に議事を進めた。

2. 配布資料の説明と前委員会議事要録について

事務局長より、本日の配布資料の説明があり続いて事務局側で前回（45, 10, 19）の議事要録を朗読し、承認された。

3. アンケートの様式および調査事項について

初めに、松田専門委員より九州大学の髙木図書館長が新たに専門委員として参加協力を願うこととなったと紹介があった。ついで、同専門委員より、前委員会でアンケートの様式について種々意見の交換を行なった結果、調査内容や様式の一部を修正し、再検討する筈になっていたが、その後このアンケート様式を検討してみたところ、この形式は、文部省における図書館の実態調査の形式をまねて作案したため、本特別委員会の調査目的と一致しないところがあるので、従前の案は一応白紙に戻すこととし、目下調査項目の表現等を変え、全体的に整理し、単純化するように考慮中である旨説明報告があり了承された。

ついで委員長より、アンケートの成案は、今回の総会までには間に合わせる方針であるのかどうかと確かめられたところ、松田専門委員より、過日公表された中教審「答申」に対する各大学の意見を目下第1常置委員会で各大学へ照会し、9月末までに回答を得るようにしているので、この「答申」に対する国大協側の意見とも関連があるので、今回の委員会のアンケートは、できれば9月頃までに成案を得て、直ちに各大学へ照会し、次回総会までには一応の結論を得、来年度予算編成にとりかかるまでには、間に合わせるようにしたいと考えている旨説明があり、了承された。

以上の説明があつてのち、松田専門委員より前回の委員会で討議の結果、修正した別紙配布資料「大学図書館予算および図書館学の振興に関するアンケート」の原案によってこれから修正しようとする主な点について、つぎのとおり説明があつて、種々意見の交換や質疑応答があつた。

初めに、現在文部省で組まれる予算の編成方法についての説明があり、予算が大学に割当てられる時は1本で配当されるが、それを学内で再配当をきめることが通例になっている。この制度は、図書館運営上是非改める必要があるとの意見があつた。

ついで、今回修正しようと考えているアンケートの様式の主な点は、

① アンケートの様式を、文部省予算と学内の図書館予算を対比できるような形式に改めたい。

② アンケートの前回案の調査項目名は、不適当なところもあるので、表現の字句や調査様式の変更をしたい。

③ アンケートの調査項目は、全体的に整理して、もっと簡略化したい。

などであると説明があり、続いて、前回のアンケート案の各調査項目について、修正しようとする箇所について詳細に説明があつた。問題となった主なものを挙げればつぎの箇所である。

① アンケートの「A 大学図書館予算に関するアンケート」の第1表(A)の箇所では、

a) 項目の表現の字句が不明瞭であるから、もっとわかり易くすること。

b) 「A 図書館資料費」の「資料費」という表現は、むしろ「図書等購入費」としたらどうか。

c) 項目欄の(4)、(5)は両方とも(2)、(3)に含まれているような感じだから削ってもよいのではないか。

d) 項目をあまり細かくする必要はないようだ。

② 同アンケートの第2表(B)については、

a) 標題の「(B) 図書館(室)運営費」の「運営費」という表現は「維持費」としたらど

うか。

b) 「(13) 賃金」欄の各項目 ((l), (m), (n) (o)) の各内訳項目のうち、「臨・職」をはっきり「臨時職員」としてはどうか。

c) 本表の何れかへ「運営費の財源」の欄を設けたらどうか。

d) この調査表もあまり項目を細かくしないで、また、質問の順序も変更した方がよい。

③ 同アンケートの第3表(C)については、前の2表と様式が変り、見出しの項目がなくわかりにくいので、もう少しわかり易いように考えてもらいたい。

大略上記のような意見があつて、これらの様式については、松田専門委員のもとで、本日の意見を考慮に入れ、項目の整理をし、簡単にするよう整理することとした。なお、アンケート案の用語については、誤解を除く点から、別紙参考として配布した『解説』にある文部省の国・公・私立大学図書館の実態調査に使用した用語に合わせるよう字句の整理をすることとした。

④ 様式の調査事項のうち、3.4.5.6.の各事項については、検討の結果、別紙(アンケート案を修正)のとおり字句の修正をすることとした。

⑤ 「B 図書館振興に関するアンケート」の箇所においては、つぎのとおり修正することとした。

a) 標題の「B 図書館振興に関するアンケート」を「B 図書館学講座の増強に関するアンケート」に改める。

b) 調査事項については検討の結果、別紙(アンケート案を修正)のとおり字句の修正をすることとした。

アンケート案の再修正については、大体上記のような意見があつて、最後に協議の結果松田、高木両専門委員の間で連けいをとって原案をつくることとし、その原案を小委員会で検討し、成案を得て(改めて親委員会は開かない)8月末頃までに各大学へ送付して調査することとした。

4. 図書館特別委員会の教員委員推せんについて

委員長より、松田専門委員を委員(教員)に推せんしたい旨発言があつて、異議なく承認され、次回理事会で追認を求めることとした。

○ 次回委員会開催予定について

当分の間、定例に2カ月おきの第3月曜に開催してはとの意見もあつたが、差し当り9月20日(月)午前10時~午後1時開催することとした。

○ 小委員会開催について

下記のとおり開催することとした。

日 時 8月20日(金)午前10時

場 所 国立大学協会会議室

(通知先)

田中委員(委員長外国出張中につき代理として出席のこと)

在京委員・各専門委員

(開会通知には、小委員会以外の各委員に対しても都合のできる方はなるべくご出席下さるよう申し添えることとした)

(9) 入試期特別委員会議事要録

日 時 昭和46年7月13日(火)10時~13時45分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 和達委員長

加藤(陸)(代, 佐川), 秋月, 長崎, 今西, 前田, 藤本, 稲荷山, 曾沢, 飯島(代, 藤原), 倉田, 芦田, 葛西, 黒田各委員

和達委員長の主宰のもとに開会。

初めに, 本日代理出席の佐川教授(東北大学)および藤原教授(広島大学)の紹介があり, 次いで前回の議事要録を朗読し, 要録にある「国立大学の入学試験期日決定方法に関する方針」の実施に関する特別委員会設置等についてに基づく別紙(2)「入試期特別委員会について」が総会において了承された旨報告があった。

続いて, 本日の審議に入る前に, 一応入試期の問題についての過去の審議経過を承知することとし, 先ず鶴田局長より, 昭和43年6月の第41回総会において承認された別紙「国立大学の入学試験期日決定方法に関する方針」についておよび「入試期(一期・二期)に関する審議経過」(別紙)について詳細にわたり説明し, なお秋月委員より, 昭和44年6月収拾策として出された渡辺委員長提案の「差し当っての具体的措置」も相互理解に達せず, また当初検討をはじめた頃とは情勢が変わって来たこともあり, 入試期の問題よりもむしろ入学試験そのものが問題となって来た。加えて入試期問題が大学紛争を誘発する心配もあったので, 入試期特別委員会としては, 本問題は一応第2常置委員会へ差しもどし, 今後の第2常置委員会における検討の過程または結果を待って改めて入試期の問題を検討することとし, それまで休会することとなった。よって第2常置委員会では, 改めてアンケート調査を行なうなど検討を進めて来たが, 結局現行のⅠ・Ⅱ期の区別を考えなおす意見が多く, 再び振出しに戻って検討することが必要となった。よって検討の上去年6月開催の

総会の承認を得て, 別紙「Ⅰ期校, Ⅱ期校の組替について(案)」を, 入試期特別委員会に審議をお願いすることになった旨, その経過について説明があった。

ついで, 委員長より, 第2常置委員会より, 以上の(案)が出されているが, これについて議論する前に, 何か意見があればうかがいたいと諮られ, 審議の進め方として, 第2常置委員会の審議の結果をたたき台とすかどうか, アンケートの回答の仕方にも多少の疑問もあるので, ある程度根本論から入っていく必要があるとの意見や, 一応「国立大学の入学試験期日決定方法に関する方針」により二期に行なうことを仮定して審議してはどうかとの意見も出され, 各委員より

1. 基本原則の検討
2. Ⅰ・Ⅱ期制の欠陥の分析
3. アンケートの積みかさね案
4. Aグループ, Bグループの交替案
5. 東日本西日本案

等の諸問題についての意見の交換があり, 結局第2常置委員会の提案を第一案として, これを検討すれば色々意見も出され大方の方向もつかめられると思われるので, 先ずこの案について説明を聞くこととし, 秋月委員より別紙により説明があり, この案について気付いた点を提出してもらって手直しした上, これを各大学にアンケートすることとした。アンケートは十分に検討し慎重を期することとし, 次回は, 秋月委員をお願いして第2常置委員会の提案の基礎的資料の提出を願い, これについて検討することとした。なお, Ⅰ期校に合格した者には, Ⅱ期校への受験を断ることが可能かどうか。塩野委員の意見をうかがうこととした。

次回は, 8月27日午後1時より開催すること

として散会した。

(10) 入試期特別委員会議事要録

日 時 昭和46年8月27日(金)午後1時～午後5時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 和達委員長

柳川、秋月、横田、長崎、今西、森島
前田、稲荷山、曾沢、力武、山岡、芦
田、池田葛西、黒田各委員

説明員 塩野専門委員(第2常置委員会)

和達委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があったのち、新たに委員になられた力武(山口大学)、山岡(高知大学)両委員の紹介と本日説明委員として特に出席を願った、第2常置委員会の塩野専門委員の紹介があった。

ついで、鶴田事務局長から本日の配付資料について説明があり、続いて前回(7月13日)の議事要録を朗読、承認され、議事に入った。

1. 検討すべき問題点について

初めに、委員長より、本日は前回の委員会で話合ったとおり、第2常置委員会より示された「Ⅰ期校・Ⅱ期校の組替(案)」について、引続いてさらに、意見の交換を行ない、気付いた点を提出して貰い、良案があれば手直しをしたいと述べられ、審議に入った。

ついで、秋月委員より、別紙配付資料(4)によって第2常置委員会で検討したⅠ期・Ⅱ期の組替案については、岐阜大の工学部、鹿児島大、長崎大の水産学部の関係など一部手直しする必要がある旨の説明があり、その説明の後、同委員からⅠ期・Ⅱ期組替の問題は、各大学が事情もいろいろと違うので、まず、各地区で問題点

を出し、十分検討願ひ、その意見を伺った上でなければ当委員会としての意見をまとめることは困難であろうとの意見があった。

以上の説明があり、これに対して委員長よりこの組替案については、当委員会において、さらに、その利害得失の再検討をする必要があろうと述べられ、続いて、続委員(第2常置)作案の別紙配付資料(5)「Ⅰ期・Ⅱ期組替私案について」を朗読の上、この私案(秋月委員から、この案は私案となっているが、第2常置委員会で検討した意見と殆んど同じものである旨付言があった。)についての説明があった。

ついで、この私案について種々意見の交換を行なったが、結局この案によって組替を行なうとすれば、Ⅰ期校に入学した者は、Ⅱ期校に受験させないという原則を認めなければ殆んど実益がないと思われ、然しそれは文部省側の意向とも反するようで実現も困難ではないかとの意見があり、この問題について塩野第2常置委員会専門委員から法的立場からの意見を伺うこととした。

2. Ⅰ期校合格者に対してⅡ期校の受験を断わることができるか否かの問題について

この問題については、法的立場から、塩野専門委員より、大略つぎのような見解である旨説明があった。

(1) この問題は、現行の憲法(第26条)および教育基本法(第3条)には、厳密に言えば可否について明確に規定はしていないが、Ⅰ期に合格し、Ⅱ期に入学できないとなるとある意味では差別されることになり、こぼむことは第3条の精神に反することになる。しかし、Ⅰ期校合格者に対してⅡ期校を受験させないということは、直ちに法律違反になるとは断言できない。要はそのことが合理性があるか

ないかが問題であるので、そのように改めることに合理性があれば直ちに違反するとは考えられないと思う。一つの資料としては、高校では学校群制度をとっているが、これは何れの高校に入るかは受験生には不明であるものだが、これについて違反かどうか、高校の格差を是正するという合理性があるから違反とは解されていない。

(2) 「学校教育法施行規則」の第67条によれば学生の入学は、教授会の議を経ればできることになっているが、しかし、どんな方法によってもできるということではなく、おのづから制限はある。受験者側に選択の自由が、慣行的になっている現状を改めることには問題はあると思うが、Ⅰ・Ⅱ期制ができた経緯について見ても法的には明確な規定もないので、一応事実上の問題であり大学として独自の判断で実施するならばできないことはないと思うが、文部省では、文部省と大学の協議によるものと考えているかと思う。

(3) また、現行の制度が、かなり長い間続いて一般的に妥当しているとする、一つの法規範と見ることが妥当のようであるので、既に慣習法的になっているものを不利になるように改めることには問題があり、もし、Ⅱ期校に受験できないことにすることが、受験者に不利益になるものとすれば、何か新たに法的措置を講ずる必要があると思う。しかしこれにも反論がある。現制度は形式的には、事実上のものに過ぎない。2回受けられるのは2期制をとっているからであり、反射的な利益であり、権利ではない。したがって全部が一斉になれば解消する。次年度に実施すれば問題はあがるが数年前に予告しておけば問題はないではないか。

(4) 法の改正がなくても可能かどうかの問題があるが、国大協が自主的に決めて公示する案がある。しかし国大協は拘束力を持たないので、各大学で実施するとすれば、Ⅱ期校の受験案内に①Ⅰ期校に合格した者は、受験できない。②第Ⅰ期に合格した者は本学の試験に合格しても入学資格はない。といった方法がとれるかどうか。入試の実施については、試験科目など大学教育理念により行なっているが、しかし社会との接点がある。入試の方法は大学の自治権に入るが、それには限定があり、教育目的において定められるものでなければならぬ。しかしⅠ期に合格した者は、Ⅱ期の受験はできないと制限することは当該大学の教育理念とは関係がなく、入学試験の範囲外だと考えられるふしがある。

結局制度をつくることは難しい、大学独自では無理で、改正となるとそれは文部省の問題である。何れにせよ文部省と協議して法的措置をとること、省令とか何等かの根拠が必要である。

大略上記のような説明があったが、結論的には、この問題は現行の法律では、かなり問題があり、困難も予想されるので、これを実施することにすれば文部省とも協議して新たに何等かの法的措置を講ずる以外はないものと考えられるとのことであった。

以上で、この問題についての塩野専門委員の説明は終り、その後、再び初めの組替案の問題に戻って検討を続けることとした。

3. Ⅰ期校・Ⅱ期校の組替案について

委員長より、この問題は、大学は勿論各方面に関連する重大な問題であるので、組替をするとなれば、事前に組替の精神と利害得失の点について十分に検討する必要があるとの意見があ

り、続いて主として続案を中心としてつぎのような問題点があげられ意見の交換を行なった。

○ 組替の大きな目的は、Ⅱ期校側学生のコンプレックスの解消と大学間の格差是正である。

○ 続案は、試験的にたたき台として出したものである。

○ 受験生に2回の受験の機会を与えるという制度の根本思想は、能力に合う大学に入ることと、病気等のため受験できなかった者の救済にあると考えるが、他方一度失敗した者を救うためにできたものである。といった誤解もあり、Ⅰ期Ⅱ期に振り分けた根拠は必ずしも明確ではない。

○ 第2常置委員会で検討した、この組替案でも根本的な改革にはならないので、むしろ、現在の方法に多少の不合理があるにしても今直ちに改変を強行する必要はないように思う。

○ 続案は、アンケートの結果を見た上で、考えたものであるが、この案を検討して、望ましくないという結果になり、全国一斎一回ということになれば、むしろその方がよいような気がする。

以上のような意見があり、続いて委員長より、今後の委員会のすすめ方についてどうするか、まず、アンケートを各大学へ送付して調査をすすめるかどうかと諮られたところ、つぎのような意見があった。

○ もう少し各地区からの意見を聞いてから、アンケートをした方がよい。

○ 全国一斎一回案については、各大学の学長の学内への説明が不十分ではないかと思う。アンケートを改めてとるとすれば、今までの検討の経過を十分学内へ説明した上でなけれ

ば、再び同じようなアンケートの結果となるおそれがある。

○ アンケートをとる場合は、従前のものよりもっときめの細かいとり方をする必要がある。

○ 第1次を一斎にして、第1志望・第2志望をとり入れて配分する方法もアンケートにとり入れることはどうか。

○ 2回の機会を与えるか与えないか、1回がよいとは思いますが、それで実施可能か、与論から見ても1回勝負は現状では認められないではないか。そこでこれをやめて、2回与えること1本にしぼり、その方法について明確にした上でアンケートしてはどうか。

○ 2回の機会を与えることを受けて、どこまでつめられるか、その点をつめていくよりほかないようでもある。時間をかけても色々な案はでるが、まとまらないのではないかと。

○ 文部省その他与論が2回の機会を与えることを原則としている以上、やはり2回の機会を与えるという考え方で、このアンケート案をまとめて見てはどうか。

○ 地区の大学で相談して、それを持ちよって検討する方法もある。

以上のような意見があつて、討議の結果、今の段階で直ちにアンケートを出すことは早すぎるので、もう少しこの委員会で問題点を検討することとした。

4. 委員（教員委員）の増員について

鶴田事務局長より、この委員会には当初より教員委員が加わっていないが、議事進行上第2常置委員会の教員委員3名を入試期特別委員会の教員委員として参加して貰うことはどうかと提案があり、松永（弘前大）、続（名大）、菅（岡山大）の3委員に参加願うこととした。

5. その他

(1) I期・II期の組替についての補足説明

鶴田事務局長より、続案(資料4)によって、1期校にする大学を現行と比較して具体的に示して(別紙資料4の欄外に旧1期校の○印をつける)検討するようにしてはどうかとの意見があった。

(2) 「国立大学医学部長会議」からの「要望書」について

配付資料6によって「国立大学医学部長会議」から、文部大臣宛国立大学の医学部の入学試験期日は、全国統一するよう要望書を提出したので、これが実現方につき配慮方本協会会長宛申越しがあった旨「要望書」を朗読、報告があった。

(3) 「昭和46年度国立大学入学志願状況調」について

配付資料(7)によって、上記の志願状況の説明があった。

○ 次回委員会

日 時 9月27日(月)午後1時～午後5時

場 所 国立大学協会会議室

なお、次回は、本日の継続審議をすることとした。

以上で、本日の会議を終わり、最後に秋月委員より、来たる8月31日付で群馬大学長を任期満了によって退任する旨挨拶があり、委員長より、多年のご協力に対し謝意が述べられた。

(11) 入試期特別委員会議事要録

日 時 昭和46年9月27日(月)午後1時～午後5時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 和達委員長

松永、加藤、横田、中川、今西、前田、曾沢、菅、力武、山岡、芦田、池田、葛西各委員

和達委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があつてのち、前回(8月27日)委員会の議事要録を朗読し、承認されて、議事に入った。

1. 検討すべき問題について

初めに、委員長より、本日は前回の委員会で話し合ったとおり、第2常置委員会より示された「I期校・II期校の組替(案)」について引続いて、検討をしたいと述べられ、続いて最近行われた関東・甲信越地区の学長会議の際、この問題について意見の交換をしたところ、主として横浜国大、信州大学、東京外国語大学等の2期校側からの困っている実情の意見が多かったが、1期校側からの意見は殆んどなく、とくに本日報告すべき新しい意見は無かった旨報告があった。

続いて、他の地区の状況について説明を求められたが、現在のところ、いずれの地区も未だ本格的に検討をしていないので、まとまった意見を得るまでには至っていないとのことであった。

ついで、委員長より、同委員長案の別紙「入学試験期日に関する審議のすすめ方について」により、先ず全文を朗読の上、つぎの各項目について説明があり、続いて、これらの項目についてつぎのような質疑応答や意見の交換があった。

(1) 入学試験期日決定の原則について

○ (案)の1. b)の「全国一斉」の意味は、共通問題にするという意味で解釈してもよいのか(そのとおり)。

○ b)案は第2常置委員会の、全国一斉の問

題がきまらなければ意見をまとめることはできない。

- b)案の「第1, 第2, 第3志望をとる」とすれば、共通問題で全国一斉にしなければならないのでないか。
- b)案は、結局学部別の試験につながるように思われる。
- 入試調査特別委員会では、未だ共通第1次試験については検討中の段階であり、まとまるまでには至っていない。
- 九州地区の学長会議（高校長を含めた）では、全国一斉1回の方法は、反対的意见が多く、2回論を主張する意見が強かった。
- よい試験問題とはどういうものか、この問題も果たして可能かどうか結論は困難である。
- 高校側では共通第1次入試の内容をよく知らないので十分知らせる必要がある。
- 共通第1次入試の利用程度はどのようにすべきか。
- 大学入試科目は、大学によって3～5科目ある。この点受験準備の上でかなり問題がある。
- 第1, 第2, 第3志望をとることは、結局大学間の格差をはっきりさせることになるおそれがある。
- 医学部だけを全国一斉にすることは説得力がない。
- I期・II期の考え方を变えて、一定期間を定めて各大学が自主的に入試を行なうことはどうか。
- アンケートの結果によれば、明らかにI期・II期の組替の要望が強くなっている。
- I期・II期は、すでに定着しているので

変えることはかなり難かしい。結局組替方を変更する以外には方法が無いのではないか。

- 入試調査特別委員会としては、現在のところ、I期・II期に分けることを前提として検討しているが、もし、国大協として検討の結果1回にする方がよいとの結論に達すれば、文部省の考え方も変えることができると思う。

以上のような意見があつて討議の結果、今後当委員会としては、一応I期・II期に分けるということを前提として議論もすすめていくこととした。

2. I期・II期（または前期・後期）の組替について

この問題は、I期・II期の組替をするか否かと入試を全国一斉にするか否かの二つの問題が解決してからでなければ本格的な討議はできないので、本日はこの問題についての意見の交換は行なわず、改めて検討することとした。

3. I期・II期の組替方針に関する検討の結果について

初めに委員長より、この問題についての本委員会の方針としては、理想を掲げながら、先ず現実的にできるものから考えていくべきであると思う。委員会の今後の検討のすすめ方としては、組替案を再検討し、一応の案がまとまったらアンケートをとり、その結果1回案が出れば、その時にまた改めて検討してはどうかとの意見が述べられ、ついでこの問題に関してつぎのような意見があった。

- 本委員会としては、第2常置委員会からの案を基にして組替を考えるべきであろう。その案を専門委員に検討してもらってはどうか。

○ 組替案を現実的なものにするには、例えばある適当な期間を定めて交替するとか、もう少し内容を検討してはどうか。

○ 四国地区では、未だまとまった意見ではないが、現状維持的の意見が多く、交替することになるとしても2、3年では支障が多いので、少なくとも5年以上の期間をおきたいという意見が多かった。

○ 組替案の主な理由は格差是正にあるが、しかし組替をした場合、格差が現実になくなるとは思われない。

4. 本特別委員会の組替案決定の手続について

このことについては、鶴田事務局長より、委員長案のb), c)を一つにして、方針案を検討すると共に組替の具体的案も検討の必要があるのではないかとの意見があり、討議の結果、委員長より、アンケートを出すとするれば、十分検討の上でなければならぬと思うので、次回委員会までに委員長が他の委員とも相談の上組替方針の原案をつくり、それをたたき台として検討することにしてはどうかと諮られ、とりあえず委員長のもとで次回までに一応の案をつくることとした。

なお、アンケートの方法について、一部の大学から一度に多くの質問をされると、各大学では回答しにくい点もあるので、できれば段階的に分けてアンケートをしてほしいとの希望があった。

○ 次回委員会

日 時 11月17日(水)午後1時～午後5時
場 所 国立大学協会会議室

(12) 入試調査特別委員会議事要録

日 時 昭和46年7月12日(月)13時30分～17

時

場 所 学士会分館3号室

出席者 前田委員長

松永、加藤(陸)(代、佐川)、秋月、和達川村、小野、藤本、入江、菅、飯島
(代、藤原)、倉田、長瀬、黒田各委員

前田委員長主宰のもとに開会。

初めに、本日代理出席の佐川教授および藤原教授の紹介があり、続いて前回の議事要録を朗読し、一部修正の上承認された。

次いで、委員長より今日まで4回にわたり自由討議を行ない出された意見を整理し、なお個人的に承ったことも加えて別紙のとおり「第5回入試調査特別委員会提出資料」をまとめてみた。Ⅰ・Ⅱ期の問題とは、連絡しながら併行して検討する必要があると思うが、この資料からは除いた旨説明があり、一応これを朗読し、本資料を基礎にして審議を進めることとした。以下出された主な意見ならびに修正した点など発言順に整理するとおおよ次のとおりである。

2頁の(9)「客観テスト(○×式)たらざるを得ない。」とあるが、多少論述的にしてやる可能性もあるので、「今後改良を加えるにしても客観テスト(○×式)たらざるを得ない。」と修正する。

4頁の5の(1)の6行目「さらに……以下全文」を削ってはどうか。この点は、いい問題をつくるのが共通第1次試験の利点だと考えられるので特に例示したものである。説明だからカッコ内に入れてはどうか、などの意見があり次のとおり修正することとした。

「各校別々に試験すれば、従来出た問題と重複しないために、自然不適当な問題も出さざるを得ないのが現状であるが、全国共通ならば1組でよく、これは共通でやれることの大きな利

点である。

とくに高校の学習指導が多様化しているので1校のみでの出題は困難になる。」と修正する。

なお、5の(1)の2行目「高校の指導要領」とあるのを「高校の学習指導」に改める。

次に、いい問題でいい試験を一回やればよいではないかとの意見があるが、それは3頁の(5)にある。しかしこの表現では問題があるので、次のとおり修正する。

「(5)各大学において第2次試験を行なうのが原則であるが、共通第1次試験結果のみによって合否を決定することもできる。」と修正する。

昔行なわれた進学適性検査は、進学指導にも使われたが、それが中止となった理由には、むしろ内申書のほうが良いではないかということも含まれていた。それに代わるものとして共通第1次試験が含まれるように思われ、その点で内申書のねらいと共通第1次試験の目的が混同されやすいので、内申書の問題は別個に考えてはどうかとの意見もあり、高校への働きかけは4頁の5の(1)でよい。従って、5頁の7の項目は除いてもよいではないかとの意見もあった。また、私立大学が参加するとなると7が大きく浮んで来るので、そのためには7も必要であるとの意見もあった。

ここで共通第1次試験の結果を知らせるか知らせないかの問題(1頁(4)、5頁7の(3))が議論に上ったが、11月に実施した共通第1次試験に不合格でありながら本人がそれを知らぬまま3月末まで試験勉強をしていたとすると道義的にはどうかとの話も出されたが、足切りに使うならば、なるべく早くそれを知らせることは当然である。

なお、3頁の(3)の2行目「したがって(a)が良い。」を削り3行目「(第1図)」,同4行目「(第

2図)」を削り、次の「図」を削ることとした。

以上のほか、全般にわたって質疑応答があったが、まだまだ意見が多くて論議が進行しないので、以後どのように審議を進めるかについて話し合いがあり、まだ残された問題としては、高校の立場からの検討や受験生の立場からの検討もあり、これらの基本的な問題のほか、各項目についても、もう少し細かく検討してほしいとの要望もあり、結局小委員会を置いて検討することにし、これについて次回討議することにする。原案は委員長が準備する。

なお、構想がまとまればこれについて各大学の意見を聞くことは当然である。

今回は、7月28日(水)13時30分より17時30分まで開催することとし、当日は、本日の審議資料をそのまま各自持参願うこととした。

(13) 入試調査特別委員会議事要録

日 時 昭和46年7月28日(水)13時30分～18時

場 所 学士会分館6号室

出席者 前田委員長

実方、松永、加藤(陸)、秋月、和達川村、加藤(六)、横田、続、森島、藤本、入江、飯島、倉田、長瀬、中村各委員

初めに前回の議事要録を朗読し、一部修正があつて議事に入り、次のような点について質疑応答ならびに意見の交換があつた。

○ 小委員会を置いて細かい点について検討するか、あるいは、その前に構想が明らかになった段階でアンケートを採るか。

細かい点よりも、大筋に一致していない基

本的な問題があるので、もう少し検討し問題点をかためた上で判断したい。

- 経費および労力の負担について、各大学でどの程度経費を負担するか、また労力をどの程度かけることになるのか、現に入試についてそれほど負担のかからない大学があるが、共通第1次試験実施のために負担が大きくなる大学と第2次試験を実施している大学ではむしろ負担が少なくなることも考えられる。経費は別の国家予算で賄うといっても果たしてそれが可能か。紛争等で出費が増している折柄、入試についての出費は負担しかねるのではない。価値がなくて労力や出費が増すようでは困る。コンピューター利用の技術的な面とか実施する場合の機関やその組織機構等についてもある程度具体的なものがないと経費についての判断もつかない。大きな組織にしないと実行できないものだけに慎重を期す必要がある。
- 全国一斉だと試験問題は一通りで済むが、事故を予想して予備問題を含めて二通り用意する必要がある。この場合予備問題を同等と見るかどうか、厳密には問題は残る。
- 入学試験用の勉強をしなくてもよいような問題を作るべきだとしても、高校の教育がそれに答えるかどうか。ねらいは高校教育の正常化にあるとしても、困難さの異なる種々のレベルを含む問題を考えなければならないだろう。
- 入学試験の成績と入学後の教養部2年間の成績の相関関係についての調査では、差が認められないこと。また入学定員100名の場合の入学者の成績と入学定員が200名になった場合に入学した101番から200番までの成績と入学後の成績についても差が認められない

ことについての報告があり、また入試の成績のよかった者が入学後の成績がよくない例なども報告された。

- 入学試験の科目がふえることは受験生には大きな関心があり、科目の少ない大学を選ぶ傾向があるが、国立大学の受験生が減るようなことはないか。
- 第一次の試験問題は同一であるべきで、ウェートを変えることはどうか。科目は3年前に発表して知らせてあるので、スタンダードコースの中から選べるが、そのスタンダードコースが変わる形勢にある。

高等教育の多様化に伴い、今後大学で専攻したい科目に相応する学科目を高校で履習したものでなければ受験が出来なくなり、従って48年度から大学に入学するものは、それぞれ必要な学習科目を指定しなくてはならなくなる。大学に入学するとその選んだ科目により将来が拘束されることになり、このことは高校の教育が初めから将来を予定しての科目の編成になり、高校の教育そのものを考えざるを得ないことになる。そうなると大学とは何ぞやが問題となろう。多様化とはむしろスペシャリストをつくらないことにある。まずもって落伍者が多くなり、ユニホームにやるには程度を下げざるを得なくなる心配があり入試問題の作成にも複雑になろう。
- 高校の教育の多様化との関係について一度研修会を開いた上で検討してはどうか。
- 次回は、高校の教科の組み替えについて、文部省の「指導要領」により専門家の説明を聞くこととしたい。

次回は、8月30日（月）午後1時30分より5時30分まで国大協会議室において開催することとした。

(14) 入試調査特別委員会議事要録

日 時 昭和46年8月30日(月)午後1時30分
～午後5時30分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 前田委員長

松永、加藤(陸)、秋月、和達、横田、
小野入江、菅、飯島、倉田、長瀬、黒
田各委員

説明員 文部省初等中等教育局西崎高等学校教
育課長

委員長より、開会の挨拶があって後前回(7月28日)委員会の議事要録を朗読し、一部修正して、承認され、ついで、本日資料として配付してある別冊「新高等学校の学習指導要領」について、特に説明をお願いした文部省西崎高等学校教育課長の紹介があった。

1. 「新高等学校学習指導要領」の改正について

西崎高等学校教育課長より、別紙配付資料の「新高等学校学習指導要領関係資料」によって主として、つぎの項目について、詳細な説明があった。

(1) 高等学校教育の現状(111頁～124頁)について説明し、この現状をふまえたうえで

(2) 高等学校学習指導要領の改正(1頁～8頁)の中味について説明。

この説明のあと、西崎課長より、国立大学側において、もし、大学入試の方法を大幅に変更するようなことになるとすれば、昭和48年3月までには、はっきりした方針を示して欲しい。このことは、この指導要領の実施にも関連するので、大学側もその予定で検討して欲しい旨を述べられた。

(3) 答申「高等学校教育課程の改善について」(135頁～144頁)

(4) 全日制普通科における教育課程の編成例(教育課程審議会の参考資料)(145頁～147頁)

大略上記の項目について説明があったのち、各項目について種々細かい点について意見の交換や質疑応答があり、なお、全般的な問題についてもつぎのような意見や質疑があった。

○ 入試に関して大学から高等学校側へあまり大学側の都合のよい注文をすることは、高校教育を、ゆがめるようになるおそれもある。

(西崎課長からも同様な意見があった)

○ 大学に送り込む学生は、ほぼ同じバックグラウンドの者か、あるいは個々バラバラの者を考えるのか。多様化といっても、例えば政治経済にしても、商業経済であってもよいが経済の中味は一定の水準に達していなくてはならない。

○ 大学でもう一度揃える教育をする必要があるとなると、クラスを別に編成しなくてはならないこととなり、非常な困難が伴うことになる。

○ 高校を出たのだからそれを入学させよとなると不揃いの者をとることになる。どういう性格のものを考えられたのか。教科毎に検討し、高校のレベルとしてこの程度を具えていればよい、としたが、入試制度を考えて、それに基づいて考えてはいない。

○ 大学への進学率も30%となる傾向にある。高校教育と大学教育の接点を考える必要がある、その上で入試の問題も考えねばならない。基本的には袋小路を作らないことでありでないともとの教育にかえってしまうことになる。

- 必須科目と選択科目の設定方についての質疑応答。
 - 選択科目を多くすることは、それだけ教員や施設の準備を要することになるが、文部省としてその用意が果たしてできるか。
 - 現在高校教員は、平均週13時間～18時間程度の授業を担当しているので、平均18時間程度担当することにすれば、かなり選択が置けると思う。教員の強化については、ある時期に教員定数の改正も考えている。また、施設も十分とは言えないが支障のないように努力する積りである。
 - 昭和48年度から改正するとすれば、大学側としても検討の必要があるので、文部省からも大学に対してできるだけ早くP・Rをしてほしい。
 - 新しい教科課程の教科科目の講義標準を見ると「生物」については、選択の関係上、受講者がⅠあるいはⅡだけになる場合もあることになるが、このような編成では全く段階を踏んでいない教育の仕方であるので再検討する必要がある。
 - この文部省案では、選択制をとりながら、現実には必修制になるおそれかなり強いようだ。
 - この文部省案は、卒業の所定の単位が低くなっているの、高等学校（特に私立）の学力程度が一般的に低くなってくる心配はないか。
 - 個々の大学から、入試科目の指定があるとすれば、昭和48年3月までに文部省へ知らせて貰わなければ、混乱のおそれがある。
 - この学習指導要領の改訂は、少くとも今後10年位は修正しない方針である。
- 以上のように、いろいろの意見があったが、

結論的には運用の仕方によっては、この学習指導要領が今回改正されずとも入学試験科目の指定に当っては、一応支障がないものと了解された。

以上で、この問題に関する質疑応答を打ち切り、西崎課長退席。

2. 秋月委員の退任挨拶について

秋月委員より、来たる8月31日付で群馬大学長を任期満了によって退任する旨挨拶があった。

3. その他の意見

- (1) 高等学校の教科科目の編成が、このように多様化されると、共通入試に適当な問題をつくるのが難かしくなってくる心配がある。
「数学」について言えば場合によっては「数学一般」だけでもよいのではないか。
- (2) 高校側では、第1次入試で足切りすることは止めてほしいとの意見がある。
- (3) 高校側では第1次入試の意味を誤解しているところもあるので、第1次入学試験は共通テストではないということを周知徹底させる必要がある。

以上で、本日の会議を終り、次回からは、一応今までに当委員会ですべられた意見を整理して、共通第1次入試の利害得失をさらに検討しその上で、高校側の意見を聞いたり、また、各大学の意見も十分きいた上で慎重に取り扱うこととした。

○ 次回委員会

9月28日（火）午後1時～午後5時

(15) 入試調査特別委員会議事要録

日 時 昭和46年9月28日（火）午後1時～午後5時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 前田委員長

松永、加藤(陸)、和達、川村、横田、
野田(代、井町)、入江、菅、倉田、長
瀬、中林各委員

前田委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があつてのち、野田
委員(三重大学)病氣療養中につき代理として
出席された井町学長事務代理の紹介があつた。
ついで、前回(8月30日)委員会の議事要録を
朗読し、承認されて、議事に入った。

1. 共通第1次入試について

初めに、委員長より、本日は前回の委員会で
話し合ったとおり、今まで当委員会で述べられ
た意見を一応整理し、その上で共通第1次入試
の利害得失をさらに検討することにしたいと述
べられ、ついで委員長が討議用として準備され
た別紙配付資料の「入試調査特別委討議用メモ
(46-9-28)」を示し、ここに記された点に
ついて意見の交換を行ないたい。また、共通第
1次入試は、かりに実施することに決まるとし
ても、国立大学協会としては、強制力はない
ので、できるだけ実行するように協力を求める
形となり、最終的には各大学が自主的にきめる
ことになると思われると述べられ、つづいて、
同メモを各項目ごとに朗読、説明があり、それ
ぞれの項目についてつぎのような意見の交換が
あり、別紙のとおり同メモについて字句の修正
や削除等があつた。

○ 上記メモの修正点および意見について

1. について

イ 高校の学習新指導要領によれば、選択
科目が多くなるが、実際にはある程度必
修科目の形になるようだ。

ロ 新指導要領を生かし、よい問題を出す

ことは、現実としてはかなり困難になる
心配がある。とくに小大学では専門家が
少ないのでその心配が多い。

ハ 技術的には、新指導要領にそつた問題
をつくるのが難かしくなるおそれもある
が、結論的には、問題がよくなるとの
意見があつて了承された。

ニ 1. の4行目「出題は困難に」と「出題
はさらに困難に」に改めた。

2. について

○×式の表現を「機械的処理できる」と
したらどうかとの意見があり、別紙「メ
モ」のとおり表現を改めた。

3. について

この問題については、④足切りをする必
要のない大学もあり、各大学の事情が必ず
しも同一でないので、各大学が共通第1次
入試することに賛成であるかどうかを先
ず確かめた上でなければ、決められないの
ではないか等の意見もあつたが、一部別紙
「メモ」のとおり字句の修正があつて了承
された。

4. について

共通第1次入試の経費が、各大学に配付
される現在の予算の中から支出することに
なれば、各大学では不賛成と思われるが、
この点はどう考えられているかと質問があ
り、委員長はこの点に関して、労力はある
程度負担が多くなるものと思われるが、第
1次入試の経費は別箇のものとして検討し
ていと述べられた。

なお、「メモ」の4.の項は、未だ検討中
の段階であるので、討議の結果、しばらく
保留することとし、この「メモ」から削除
することとした。

5. について（前項を削除したため4.に改めた）

この質問に対しては、つぎのような意見があった。平素の努力が現われるような試験であり、片よった受験準備によって左右されるものでないので、いわゆる一発勝負の解消にはかなり役立つと思われる。

6. について（前項5.を4.としたために繰り上げて5.に改めた）

このことについては、未だ検討中の段階であるので、討議の結果、差し当りこの「メモ」から削除することとした。

大略委員長の整理した「メモ」についての意見は、上記のとおりであったが、引続いて第1次入試の問題についてつぎのような意見の交換や質疑応答があった。

- 共通第1次入試を全国一斉にやらないで、地区別あるいは特定の大学だけで連合して行なうことを考える余地があるか。
- 上記のような考え方は、当初のうちにはあったが、現在ではその考え方はない。しかしこの問題は今後検討の余地はあるものと思われる。
- 共通第1次入試を12月に行なうとすれば、1月以降の高校教育をディスタープするおそれがあるので、試験施行期日も十分検討する必要がある。
- 第1次入試を行なうとすれば、どうしても12月か1月の中頃までには行なわなければならないので、高校教育はかなりディスタープされることになるが、これは止むを得ないのでないか。
- 入試の合格判定を、単に総合点だけできめないで、各大学のそれぞれの科目に重点をおいて採るなど成績の結果の利用方法は、各大

学にまかせてはどうか。

以上のような意見があり、続いて本日の会議の参考資料として配付した別紙「昭和47年度入学者選抜学力検査実施教科・科目数調」について、鶴田事務局長より説明があった。

2. 今後の検討のすすめ方について

委員長より、今後の検討のすすめ方について

① 小委員会をつくって、今までの検討の結果を一応整理し場合によっては、それをアンケートによって各大学の意見をきいてまとめてはどうか。

② 上記小委員会と並行的に機械処理をするための専門委員会を発足させることはどうか。

③ 経費・組織・渉外などについての専門委員会をつくることはどうか。

④ 11月の総会には、どの程度の報告をするか中間報告とするかあるいは経過報告程度にするか。

以上すすめ方についての提案があり、討議の結果、当面は小委員会だけを設けて一応今までの検討の結果をとりまとめ、次回総会には委員会として経過報告をすることとした。

ついで小委員会委員（委員6名、教員委員6名）を、つぎのとおり決定した。

前田委員長、加藤（陸）、和達、横田、小野、飯島、松永、川村、続、入江、菅、長瀬各委員

○ 次回小委員会

日 時 11月18日（木）午前10時より午後5時

場 所 国立大学協会会議室

なお、小委員会で検討する原案は、当日までに前田委員長のもとで立案することとした。

(16) 教員養成制度特別委員会議 事要録

日 時 昭和46年7月14日(水) 午前10時～午
後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 中川, 大田, 鎌田, 和達, 井上, 池田
(進), 稲荷山, 谷口(代, 片山), 飯島
(代, 末吉), 藤吉, 池田各委員

開会に先だち、鶴田事務局長より、配付資料の説明があり、続いて、この委員会は本日が発足第1回目の委員会である故、委員長を選出するまで、和達委員が座長に推され、同座長司会のもとに開会。

まず初めに、新委員の自己紹介があり、ついで議事に入った。

1. 委員長の選出について

初めに、和達座長より、当委員会は、教育職員養成審議会や中央教育審議会の答申等にも深い関連があるので、委員長を選任するには、先ずその選び方をどうするか意見の交換を行った上で選出した方がよいのではないかと意見があった。

ついで、鎌田委員より、別紙配付資料の教養審「教員養成の改善方策について(中間まとめ)」によって、「教養審」で検討されている当面の問題点を指摘され、改善のためには、いずれもその制度化をしなければならないとの意見が述べられた。

続いて、同委員より今回発足した「教員養成制度特別委員会」は、その発足の主なる理由は従来の第7常置委員会の委員は殆んど教員養成に関係の深い大学から出ているので、もっと広い視野から検討した方がよいのではないかと

意見があり、直接教員養成に関連のない一般大学から、今までよりは多数委員に参加を願ったのであるから、委員長の選任もその意味で必ずしも従来の考え方でなく、教員養成に直接関係のない大学から出してもよいのではないかと意見があった。なお、この外選出方法については各委員の間で、①教員養成に関連の深い大学から、②教員養成の単科大学の委員以外から、③人心の一新の意味で旧第7常置委員以外から選出すべきだ等と種々意見の交換があつて、討議の結果、本日直ちに投票によってきめることとし、投票方法は単記無記名の形で、最も多く得票した者を委員長とすることにして、投票を行った結果、広島大学の飯島委員が最高点を占め委員長に選ばれた。

(本日飯島委員が欠席のため、このことについては和達座長より本人へ連絡することとしたが、その結果同委員より承諾の旨回答があつた。)

2. 委員会の今後の方針について

和達座長より、本日は、委員長が不在であるけれども、予め今後どういう問題点について検討するかそんな点について自由討議の形で話し合っておいたらどうかとの発言があり、つぎのような意見の交換があつた。

- ① 鎌田員委より、「教養審」の意見のとりまとめは、来年5月頃までにまとめあげる必要があるので、その積りで検討を進めている旨の状況説明があつた。
- ② このたびの中教審の「答申」に対して、国大協として予め何か意見を用意をしておく必要があるかどうか。
- ③ 国大協として、公・私立大学の問題に触れることは、問題があるのではないかと批判もあるが、「教養審」では、一応国・公・私

立を含めて考えている。

- ④ 国大協でも、日本の全大学が教員養成に対してどうあるべきか、広い視野に立って国・公・私立を含めて考えてはどうか。
- ⑤ 教育系大学を、もっと魅力ある大学にする必要があるので、国大協あたりで今後積極的に検討してほしい。
- ⑥ 教員免許の改正については、私大側では、反対的意見もあるのが現在よりもっときびしく制度を改めた方がよいのでないか。
- ⑦ 教員養成には、私学側では、なるべく低い基準を要求しているようであるが、教育の専門の学問をもっと身につけるよう強化する必要がある。
- ⑧ 教育実習については、一般的に学生は困まっているようだが、この点の再検討をする必要はないか。
- ⑨ 女子教員と男子教員の比率が現在大体女子6、男子4の割で、女子の伸び率が増えているが近年女子の伸び率がやや横ばい程度になっている。

3. 教員委員の補充について

未決定の教員委員（北海道・東北地区、中部地区、中国・四国地区、九州地区）の補充は、7月末頃までに各地区で候補者を決定し、委員長宛（事務局）へ通知していただくこととした。

4. 中国・四国地区国立大学長会議よりの要望書について

中国・四国地区の国立大学長会議より、下記の二項について国大協において協議実現方の要望があった旨別紙配付資料の「要望書」によって説明報告があった。

- ① 教員養成学部における実験学科目の拡大について
- ② 教育学部設置基準の制定について

○ 次回委員会開催日

日 時 8月28日（土）午前10時

場 所 国立大学協会会議室

議 題 検討すべき問題点について

(17) 教員養成制度特別委員会議事要録

日 時 昭和46年8月28日（水）午前10時～午後3時30分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 飯島委員長

黒沢、岩下、大田、鎌田、和達、野村
井上、戸田、稲荷山、谷口、末吉、藤吉、池田、小野各委員

初めに、委員長就任の挨拶があり、続いて新たに委員（教員）となられた岩下（東北大）、野村（金沢大）、末吉（広島大）、小野（大分大）各委員の紹介があつて後、事務局において前回の議事要録を朗読、これを承認し、議事に入った。

◎ 検討すべき問題点および審議の進め方について

委員長より、さきに第7常置委員会が教員養成制度について検討し、昨年11月の総会に中間報告として提出し、広い意味で了承されたが、本委員会としては、①この中間報告をどう扱うか ②いま一つは、中教審の答申が出された現段階で特に教員養成に関する点について何等か意見を述べる必要はないか ③以上の2点を含めて教員養成の問題について、改革すべき問題点ならびに将来の展望についての見解なり要望なりを出すことも考えられる。

以上、問題点をまとめるとすれば、秋の総会までにこれをまとめるか、まとめるとすればそのスケジュールはどうあるべきかなどについて

審議を進めることとしてはどうか、について諮られ、各委員より忌憚のない意見や質疑応答が交わされた。

○ 第7常置委員会の「教員養成制度について（中間報告）」（以下中間報告という。）との関係については、とらわれない立場でこれをたたき台として進めることそれにはこの「中間報告」に対し、4大学（岩手大、埼玉大、名古屋大、滋賀大教育学部）より提出された意見（別紙配布）も参照することとする。

○ 教員養成の問題については、国大協の組織の中で、ある程度注意すべき点を明らかにしておくことも必要であり、云うべきことを云っておくことも必要である。

○ 本質的な意見も必要だが、当面の具体的問題についても云うべきことは云っておく必要がある。

○ 十分に腰をおちつけて検討することも必要だが、問題によってはタイミングに処理することも必要である。

○ 現実の問題で、国大協の立場で取りあげるべき問題は、提案してもらって検討することもある。

○ 国大協の「大学問題に関する調査研究報告書」の54頁の「8、教員養成課程」を受けて何等かの意見を出すべきである。

○ 「中間報告」の中の教員免許制度や実習などについては、教養審ではかなり具体化しているので、それとの関係を考えないといけない。

○ 公私立大学の意見も聞く必要があるかどうか。

○ 第7常置委員会で「教員養成制度について（中間報告案）」について各大学の意見を聞いたが、制度の個々の問題など、多様な意見

が出されているので、その内容については、この委員会でもう一度検討することとした。い。（当時各大学に意見を求めた「中間報告案」、これに対する各大学の回答書とその集計および最終の「中間報告」をそれぞれリコピーして各委員に届けることとした。）

○ 教員養成を主とする大学も一般大学も含めて、全体的な見地から検討する必要がある。

○ 中教審の答申の具体化の問題については、教員養成関係は教養審がこれに当たることになっており、現在四つの小委員会（幼稚園教育特殊教育、高校教育、免許制度等一般問題）で検討中で、秋の総会までに大体の方向付けをして、来年4月頃までに草案を作り、総会に諮って6月の始めに建議を出す予定である。

○ 教養審とも互いに連絡をとりながら進める必要もある。

○ 昭和33年当時問題となった研究と教育の分離問題がかくされていて、進んでいるように見えて原理は昔のままであるようだが、国大協として意見を述べる場合には、大学で教員を養成するにはどうあるべきか、大学としての教員養成の在り方を考えるべきだと思う。開放制の内容にも問題があり、かかる点も検討したい。

（昼 食）

続いて、とりあげるべき問題について審議に入る。

○ 第7常置委員会を解散して教員養成制度特別委員会を置いたあたりに基本的な問題があるのなら、その辺の問題についても検討し、その姿をあらわにすべきではないか。

○ 一般大学における教員の資格付与の実情についても額面と実質にギャップがあるように

思えるが、これでよい。現実的に学部の人
り方が問題となり、教育学部が学問的ふん
気から除かれている。教員養成は大学で行な
うことになっていながら、養成よりも研究を
主とし、養成の意欲がないとしたら、何故意
欲がないのか。その点も検討する必要がある。

- 教員養成学部が低く見られがちであった点
そこに歴史的積上げの格差が生れ、課程制、学
科制の研究費の格差も生まれた。大学の中
において、教育が大切であるという認識をもつ
ことと、格差をなくすることが必要である。
- 所謂一般大学における教員養成について、
かなりつつこんで検討する必要がある、かか
る場で十分問題点を洗っておくことも必要で
ある。
- 初めは、総合大学の一環として教育学部が
発足し、総合大学の利点を生かすことが理想
とされたが、その協力関係がややもすれば失
なわれ、一部には、教育大学として独立すべ
しとする意見すら生れてきた。
- 教育学部の付属校の教育に対する関心がう
すいこと、教育よりも研究を主目的としたい
者が多くなり、修士課程を持ちたいとの要求
も出てきた。目下のところは設置基準がない
ので省令で扱っている。課程制と学科制、研
究施設と実習施設、教科教育、学問研究と教
育経費、施設の増強等の諸問題を通して、大
学であるという原点を明確にしないことはな
らない。そして実現すべき問題については、国
大協として関係筋へ要望することも一つの仕
事であろう。
- 教育実習の場を改めて教育実地研究の場と
する。身分、待遇の改善の面も考えねばなら
ないが、その場合それを可能にするためには

理論付けが必要である。

以上、種々意見の開陳があつて、なお次回に
引続き問題点について検討することとし、その
際の審議の資料として、さきに第7常置委員会
で検討した。

- 1 教員養成制度について（中間報告案）（45
・6・27）
- 2 同上に対する各大学の意見のとりまとめ
- 3 同上に対する各大学の意見書
- 4 教員養成制度について（中間報告）（45・
11・26）

を複写し、前もって各委員に届け、予め検討
を願い、次回にこれについての意見や見解等を
持ちよつて検討することとし、なお教養審の答
申、中教審の答申等についても検討し、11月の
総会を目途として第一次見解なり所見なりをま
とめることとした。

- 次回委員会について

次回は、9月25日（土）午後1時より5時
まで国大協会議室において開催することとし
た。

（18）教員養成制度特別委員会議 事要録

- 日 時 昭和46年9月25日（土）午後1時～午
後5時
- 場 所 国立大学協会会議室
- 出席者 飯島委員長
岩下、大田、和達、芦田、井上、池田
（進）、稲荷山、谷口、末吉、藤吉、池
田（数）、小野各委員
- 飯島委員長主宰のもとに開会。
- 委員長より開会の挨拶があつてのち、前回
（8月28日）委員会議事要録を朗読、一部修正

があって承認され、議事に入った。

1. 検討すべき問題点について

初めに、委員長より、本日は先ず、資料として配布してある池田委員から指摘された別紙「教員養成制度についての（中間報告）に対する問題」と委員長から指摘された「教員養成制度の問題」について説明と討議を行ない、つぎにアンケートをとって各大学の意見を調査するかどうか、また、本委員会として、今後どのように意見のとりまとめをするか等について討議をしたいと述べられ、ついで両案について、それぞれ別紙によってつぎのとおり説明があった。

○ 池田委員提出意見について

同委員より、この資料に記載してあることは、問題点というよりも質問的なことであると前置きされた後、同資料によって、つぎの点をあげて説明され、意見を述べられた。

(1) 開放制を必要とする理由

- ① 教員集団はなるべく異質の教育をうけた教員をもって構成されることが必要であるかどうか。
- ② 教員養成にとって、開放制の必要というものは間接的の条件であるのかどうか。

(2) 教職の専門性

- ① 教員養成に必要な学問の専門性と教職の専門性との関係。
- ② 開放制の主張、目的大学化の否定、教職専門性の強調の理論的な結びつきはどこにあるか。
- ③ 現存の各大学、学部において、ことさらに開放制や目的大学・学部化の否定が主張されず、むしろ、目的大学・学部化が促進されるものもあるなかで、教員養成が一方で教職の専門性を主張し、他方でとくに開放制と目的大学・学部化の否

定を強調する真の理由は何か。

○ 飯島委員長提出意見について

委員長より、別紙資料「教員養成制度の問題」によって、つぎの問題点を挙げられて説明があり、意見を述べられた。

- (1) 基本的な問題
- (2) 大学改革と教育系大学・学部の位置づけ
- (3) 教員免許制度について
- (4) 附属学校について
- (5) 教員の研修制度について
- (6) 高等学校教員の養成について
- (7) 幼稚園教員の養成について

以上のとおり、問題点の説明があつてのち、種々質疑応答や意見の交換があつたが、その主なるものは、つぎのとおりである。

○ 外国では、最近教職員養成の方向は、一般大学の方向に向けられてきて、教職専門の科目に重点を置かなくなってきた傾向がある。

○ 教員免許証を取得するものはかなりあるが実際に教職につく者は極めて少ないのが実状であつて、京都大学の例をとって見れば昭和45年度卒業生については、僅かに17名に過ぎなかった。

○ 教育実習について

このことに関しては、つぎのような意見や実情の報告があつた。

- ① 附属高校を持たない大学においては、実習協力学校を得ることが、最近とくに困難になってきた。根気よく高校側に頼んでいる状態であるが、このような状態は、ほとんど大部分の大学で同じような状況であり今後早急に解決の方法も見当らないと思う。このような現状を考えると、現在の実習のあり方を再検討し、速やかに改善策を見出

すべきだと思う。で

- ② 東京大学においても、実習を受ける学生は約 300 人程度あるが、実際に教職につく者は極めて少数である。
- ③ 教育実習を受ける者は、全国で約 22 万人あるが、そのうち、実際に教職につく者は僅かに 2 万人程度に過ぎない。
- ④ 現状は、殆んどの大学が上記のような事情になっている。
- ⑤ 「実習」を「実地教育」として考えることはどうか。
- ⑥ 実習は、免許証下付の必要条件としないで、各大学の自主にまかせるようにして、その代りに 1 年間位の研修ができるような制度をつくってはどうか。
- ⑦ 実習教育期間を、現在のように 1 回にせず、2 回に分けた方が実績があがるのではないか。
- ⑧ 実習期間の単位は、現在 3 週間と定められているが、一般大学の実状は、カリキュラムの編成上、時間的にそんな長期にわたる余裕がないので非常に無理である。
- 教員免許制度について
このことについては、つぎのような意見があった。
 - ① 委員長が指摘されたとおり、免許基準の引上げは賛成も多いが、一面引下げを要望するところもかなりある。単に基準の引上げよりも免許制度そのものの再検討の必要があろう。
 - ② 免許基準は、最低を基にしたものであるべきなので、現実には、各大学では、それだけでは足りないとして、良心的に基準以上の授業を行なっている。
- 研修の問題について

このことについては、つぎのような意見があった。

研修は、各大学が自主的に研修できるような制度を積極的に設けるべきだ。

○ 高校教員の養成について

教育系大学・学部の中学教員養成課程を高校教員養成課程に高めて一本化する意見があるが、国大協としてどう考えるか等について意見の交換を行なった。

2. 今後の委員会のすすめ方について

委員長より、教員養成制度の問題についてはすでに 3 回にわたって委員会を開いて討議したが①今までの討議の結果を一応まとめて来たる 11 月の総会に経過報告なり、あるいは、中間報告をするかどうか②第 7 常置委員会の「中間報告」を今後本委員会としてどうとり扱うか③本委員会として、アンケートを改めて各大学へ出して意見をとるかどうかと今後の作業のスケジュールについて協議してほしいと提案があり、つぎのような意見があった。

- 今までのアンケートの回答を見ると、一般大学の意見はあまり無いので、むしろ一般大学・学部の教員養成に対する意見を把握したい。
- 全大学の意見を、これからアンケートによって調査することは、日数を要するので、委員の出ている大学の意見だけでもよいのではないか。
- 教員養成制度について少なくとも教育系大学、総合大学の教育学部における教員養成にかかる実習、教官構成などの具体的状況を知っておく必要があるので、来る 11 月の総会に間に合うか、合わないかは別として、アンケートは是非出して調査をした方がよい。
- 必ずしも次回総会までに結論を出す必要が

ないとすれば、アンケートも十分考え、理解されるようなものをつくることとしたい。次回総会には、経過報告程度とする。

○ 今後十分検討した上で意見をまとめ、来年6月の総会に報告できるようにしてもよいのではないか。

○ 教養審では、来年の6月頃までには意見を出しやすいので、当協会としては最終的の結論はまとまらないとしても、その前に大体の項目程度をあげて、一応の意見を出した方がよいと思う。

大略上記のような意見の交換があつて、討議の結果、当委員会のすすめ方としては、

① アンケートによって各大学（とくに教員養成に直接に関与していない一般大学・学部）の意見にウェイトを置く）の意見をきくこと。
このアンケート案を岩下委員にお願いする。

② アンケートは、なるべく詳しいデータが得られるように考案することとし、その様式は小委員会に作案を願うこととする。

③ 11月の総会には、中間報告が経過報告として委員長より報告することとした。ただし、その場合、内容は公表しないこととするが、部内には内容を印刷し配付することとする。

④ 小委員会をつくって、アンケートの案をつくり、各大学の意見を検討し、その上で報告案をつくることとした。小委員会の委員は、委員長の外に各教員委員全員をもって構成することとした。

3. 小委員会・委員会開催日は下記のとおり決定した

① 小委員会 10月18日（月）午前10時より
（小委員会の討議原案は末吉、池田（進）、大田、小野の教員委員で作案し、10月16日まで、事務局まで出していただくこと）

② 委員会 10月26日（火）午後1時より

4. その他

(1) 本委員会と中教審答申および第1常置委員会との関連、教養審答申との関連についてこの問題を当委員会できりあげて検討するかどうかは、次回委員会できめることとした。

(2) 後任委員の選定について

北海道・東北地区の中川委員（北海道教育）が今回退任せられたので、後任として同大学の後任学長を、また奈良教育大学の稲荷山委員も退任されることになったので、その後任として京都教育大学長を選出したらどうかとの意見があつたが、このことについては次回の理事会の際委員会の希望を述べ決定してもらふこととした。

(3) 稲荷山委員の退任について

稲荷山委員より、9月30日付をもって、奈良教育大学長を退任することになったので、本委員会の委員を本月限りで退任する旨挨拶があつた。

2. 諸 会 合

（昭和46年7月1日～9月30日）

月 日	曜 日	時刻	会 議 名
7. 12	月	13時30分	入試調査特別委員会
7. 13	火	10時	入試期特別委員会
7. 14	水	10時	教員養成制度特別委員会
7. 15	木	10時	第1常置委員会
7. 21	水	10時	第3・第4常置委員会 合同会議
7. 21	水	10時	図書館特別委員会
7. 23	金	13時	第6常置委員会
7. 28	水	10時	第2常置委員会

7. 28 水 13時30分	入試調査特別委員会	会
8. 9 月 10時	第1常置委員会小委員会	9. 8 水 13時30分 //
8. 13 金 10時	外国語教育に関するWorking Group	9. 8 水 14時 外国語教育に関するWorking Group
8. 16 月 13時30分	学寮に関する小委員会	9. 11 土 10時 第1常置委員会小委員会
8. 20 金 10時	図書館特別委員会小委員会	9. 14 火 10時 第6常置委員会
8. 24 火 10時	保育所設置に関する懇談会	9. 20 月 10時 大学卒業予定者就職問題懇談会
8. 27 金 13時	入試期特別委員会	9. 21 火 13時30分 第3・第4常置委員会合同会議
8. 28 土 10時	教員養成制度特別委員会	9. 25 土 13時 教員養成制度特別委員会
8. 30 月 13時30分	入試調査特別委員会	9. 27 月 13時 入試期特別委員会
9. 7 火 13時30分	学寮に関する小委員会	9. 28 火 13時 保健体育に関するWorking Group

窓

木曜島のジュゴン

先日、太平洋学術会議に出席した機会を利用して、かねて念願していた木曜島を訪問した。木曜島は昔からアラフラ海真珠の基地として有名なばかりでなく、現在ジュゴン（Dugong dugon）が最も多く生息している場所と考えられるからである。ジュゴンは人魚のイメージとなったといわれる海牛類で、温和な性質と身を守るべき牙や爪も持たない形態から、終日海底に沈潜して海藻を餌としている哺乳動物である。その為に骨質は稠密で重く、潜水に都合よく適応変化が行なわれている程である。

ジュゴンの肉はそれを食した者の寿を永らえると伝えられ、沖縄等では天然記念物として保護されているにも拘わらず、発見者は密かにこれを捕獲してしまうので、年々生息数が減少していると考えられている。

木曜島では日本人や白人等文明国の人間は捕殺することを禁ぜられているが、土民は祝祭用として自由に捕獲して食用に供している。最も美味しい部分は、豚の鼻面を更に押しつぶした様な、そして数百本の直径2ミリにも及ぶ短い剛毛の生えた上唇だと云うことであった。訪問の時期が悪く、生きた個体や捕獲したのを見ることは出来なかったが、年間約200頭も食用に供しているとかで、ある海岸には累々たる骨が熱帯の白日に晒されていた。大変貴重な標本なので、その良いものを沢山採集して船便に托した。

近年クジラを主体として、海産哺乳動物の生息数は減少を告げられ、その原因は濫獲によるものとしてその産業は非難されている。しかしこれ等の動物の利用は家畜の悲劇と同様、国際的に合法化された範囲内での利用である。何人もの科学者もこれに参画している。優秀な研究結果や規制にも拘らず水産資源の減少傾向は否めない。根本は何なのであろうか。木曜島のジュゴンも昔は年間50～100頭の捕獲であったと云う。一方オーストラリア政府は土民の出産を奨励し、或る婦人は一人で25人の子女を設けたと云う。果してこの間に関連性はないものであろうか。

（東京大学海洋研究所教授 西脇昌治）

B 要 望 書

昭和47年度予算に関する要望書

昭和46年10月1日

国 立 大 学 協 会
会 長 加 藤 一 郎

昭和47年度予算に関する要望について

国立大学協会は、毎年度政府予算の編成に際し、国立大学の当面する諸問題のうち、とくに重点事項につき、その実現方について要望を重ねてきました。今日、大学の使命を果たすためには、教育の質的向上を図るとともに、学術の急速な進歩に対応して、その研究の充実と水準の向上を図る必要があります。そのためには、現在大学における教職員の不足および施設設備の不備とその運営に要する経費の不足の実情にかんがみ、これらに対する財政的措置を講ずることが、当面の急務となっております。

ついては、昭和47年度予算の編成にあたりましては、次の重点施策に関し、別記要望事項について、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、国立大学教職員の定員削減については、従来からその適用除外を要望してきたところですが、今回さらに昭和47年度以降の定員削減が行なわれることになり、これがため、各国立大学においては、研究と教育に一層支障をきたすこととなりますので、昭和47年度予算においては国立大学の特殊事情をとくと考慮され、研究・教育上不可欠な教職員の整備充実につき、あわせて何分のご配慮をお願いいたします。

記

1. 大学における教育と研究の整備充実
2. 学生の厚生補導の整備充実
3. 附属病院の整備充実

要 望 事 項

1. 大学における教育と研究の整備充実

現在、大学における教育と研究を行なううえにおいて、もっとも欠陥となっていることは、教員の不足・施設設備の不備・研究費等の不足であって、そのため教育と研究の向上はもちろんこれを維持することさえ困難な状態である。したがって、これを充足するためには、大学における研究と教育の条件を整え、大学院・学部等の整備充実を図ることが緊要であるので、次の事項にかかる予算措置を要望する。

(一) 基準的教育研究費の充実

- (1) 教官当積算校費の増額
- (2) 学生当積算校費の増額
- (3) 教官研究旅費の増額
- (4) 図書館の維持運営費および設備費（図書費を含む。）の増額
- (5) 教育および研究設備の整備充実

(二) 大学院および学部等の整備充実

- (1) 大学院の整備充実（不完全講座の充実）
- (2) 講座・学科目の新設整備
- (3) 職員の増員（大学院・図書館の要員および研究機器の保持要員等の整備充実）
- (4) 一般教養課程の整備充実（学科目の整備・実験助手の増員・学生当積算校費の増額）
- (5) 教員養成学部の整備充実
- (6) 医学教育の整備充実

(三) 特別研究制度および附置研究所等の整備

充実

(1) 在外研究員の増員

(2) 科学研究費の増額

(3) 附置研究所等の整備充実（研究部門および附属研究施設の新設）

四 国際交流関係経費の増額（留学生等の交流・チューター制度の実施・私費留学生の援助）

2. 学生の厚生補導の整備充実

当面する学生問題に対応して、学生の教育および学内生活の充実を図るためには、教育環境を整備充実するとともに課程外における教育の充実等教育条件を改善する必要があるので、とくに、次の事項にかかる予算措置を要望する。

(1) 教官と学生との交歓等に要する経費の増額

(2) 課外活動に関する施設設備等に要する経費の増額

(3) 保健管理センターその他学生の健康管理

に要する経費の増額

(4) 共同利用研修施設の設置

3. 附属病院の整備充実

医学の進歩とこれに伴う制度の改善に即応するため、附属病院における診療体制および看護業務の整備充実ならびに病院教官等の処遇の改善を行なうとともに、医療設備を整備充実するため、次の事項にかかる予算措置を要望する。

(1) 病院教官等の増員および処遇の改善

(2) 看護業務要員の増員

(3) 医療設備の整備充実

要望先

大蔵省 水田大蔵大臣，鳩山事務次官，相沢主計局長，大倉主計局次長，青木主計官
文部省 高見文部大臣，村山事務次官，井内官房長，木田大学学術局長，安養寺，犬丸両審議官，須田会計課長，望月 人事課長外，安嶋管理局長，菅野施設部長

訂正

会報第53号61頁(1)第5常置委員会議事要録中出席者中に石川委員を加える。

(2) 63頁 15行目，17行目，28行目の横浜国立大学を名古屋大学と訂正。

C 資 料

昭和46年9月7日

1. 国立大学教職員の定員削減について

国大協総第 35 号

昭和46年8月10日

各国立大学長 殿

国立大学協会
会長 加藤 一郎

この度の第2次定員削減に対し、国立大学教職員の適用除外についてはかねてより各国立大学をはじめ当協会より関係省庁に対し強く要望してきたところであります。また文部省においても、この度はわれわれの要望の線に沿い最後までわれわれとともに努力してきました。しかし乍ら、既に新聞紙上によりご承知のとおり、国立大学については、削減率において相当考慮されてはおりますが、適用除外の点については、われわれの要望が満たされなかったことを甚だ遺憾に存じます。

つきましては、早速当協会より文部省に対し、上記の定員削減の具体化につき格段の善処方を強く申し入れましたところ、文部省においても目下その対策を考究中であり、今後ともその具体化については慎重に対処したい旨を申し添えておりましたので、右取急ぎご連絡かたがたご報告いたします。

2. 地区学長会議の日程等連絡方 ご依頼について

国大協総第 91 号

各地区幹事 殿

国立大学協会

事務局長 鶴田酒造雄

当協会各種委員会等の開催立案の際の参考といたしたく、また、その他各種連絡の便宜等の関係もありますので、今後貴地区における地区学長会議の開催が決定になりましたら、その日程、場所等について当協会に対してもお知らせくださるよう、何分のご協力のほどよろしくお願いいたします。

3. 体育系サークル部室の新営について の意見

第3常置委員会

(注) 要望書は会報第53号83頁参照

1. 体育系サークル部室の新営を必要とする理由

(1) 体育系サークル活動の意義と問題点

心身の健康が人間形成の基盤であり、諸活動の源泉であることを考えれば、大学における体育活動の重要性と必要性については、いまさら説明を要しないところである。大学における体育活動は、正課体育と課外のサークル活動によって行なわれる。すなわち、正課体育によって、体育に関する基本的系統的学習と訓練を行ない、生涯教育としての体育活動の基礎をつちかうことができる。また、課外のサークル活動によって、身心の練磨と自主的自律的精神の陶冶をはかり、もって民主的な集団生活のルールと責任と義務とを修得することがで

きる。正課体育と課外のサークル活動とは、このような相互補完、共存協力の関係にある。

このように、学生の人間形成上、非常に大きな価値と意義とを有している課外のサークル活動に対して、大学が最大限の助言と援助を与え、その発展と充実をはかるべきことは論をまたないところであろう。しかしながら、現実には種々の制約が存在する。その一つは、課外体育活動関係施設の不備であり、他の一つは活動費の不足である。国としても、その活動の意義と重要性を認め、関係施設の整備・充実と活動の強化のために、年々予算を増額してはいるが、まだまだ不十分である。そのなかで、もっとも注意すべきことは、サークル部室の新営がまったく取りあげられていないことであって、これが一番の盲点となっている。

(2) 体育系サークル部室の意義と問題点

サークル部室は、サークル活動の目的を効果的に達成するために必要な施設と考えられる。それは、サークルの事務室であり、企画室であり研究・討論室であり、憩いの場である。これらは、体育系サークル、文化系サークルの別を問わない共通の部室の機能である。

このようなサークル部室に対しては、そこでの活動が小グループの範囲に限定され、排他的、閉鎖的な人間関係を生み出すおそれがあるとの批判もないではないが、サークル活動を真に効果あらしめるためには、以上のような各種の機能を備えたサークル部室の存在が重要な役割を有し、不可欠の要件となってることを強調したい。

なお、体育系サークル部室に関しては、以上のような共通の機能のほかに、その活動の特性からして、更衣、休養、器具保管などの諸機能を付加すべきであると思われる。

つぎに、体育系サークル部室の新営については、文化系サークル部室の場合と同様に、「国立大学における厚生補導に関する基準的な施設・設備」（昭和40年2月、文部省大学学術局学生課）のなかに取り入れられていない。体育館、武道館、水泳プール、屋外運動場付属施設などの施設内容として、器具保管室、更衣室、シャワー室、便所などがあげられているが、部室は認められていない。したがって、たいていの大学では、本建築による部室の新営は行なわれず、やむなく不用老朽施設の転用、仮設物の設置等で急場をしのいでいる現状である。上述したような人間形成上の効能を有する体育サークル活動を振興するために、サークル部室の設置を「施設・設備基準」のなかに取り入れることを強く要望する。

2. 部室の種類と体育系サークル会館

(1) 部室の種類

体育系サークルは、文化系サークルの場合とは異なって、その活動がすべて部室外で行なわれるという点に関して共通しており、したがって、部室の機能の点においてもみな同一である。よって、共用部室を原則とする。体育活動の行なわれる場所の如何によっては専用部室を設けることもやむをえない。

つぎに、部室を単なる事務連絡のための施設と考えるならば、机と椅子とロッカーを有するだけのオープン形式の課外活動連

絡室でこと足りるであるう。しかし、上述したような各種の機能をできるだけ多く備えた部室とするためには、数サークル共用の指定方式（例えば衡立方式）とした方がよからう。

なお、部室の規模・構造については、一定の標準を設けることは非常に困難である。これは、共用の場合も、専用の場合も同様である。しかしながら、一室の広さの限度を決めるとするならば、50㎡くらいが適当ではなかろうか。また、一つの共用部室に収容するサークル数は、2～4とすることが適当であらう。その場合、各サークル専用のロッカーと机と椅子とを各部室内に置くものとする。

(2) 体育サークル会館の設置

前記のような共用部室を中心として、それに関係施設を包含した体育サークル会館を建設する。この会館のなかには、共用部室、集会室、管理室、器具庫、シャワー・更衣室、洗面・洗濯室、乾燥室、浴室、便所等を設ける。（別紙参考例ⅠおよびⅡ参照）

なお、この会館のなかには、大学のすべての体育系サークル部室を集中・収容することが望ましい。それができない場合には、室外活動のサークルと室内活動のサークル別に設けるものとする。室内活動サークルの場合は、独立の施設とすることなく、体育活動の行なわれる施設の内部に設けられることもあろう。

つぎに、大学の全サークルの連合組織がある場合は、そのための中央連絡室を体育サークル会館のなかに設けることについて考慮する必要がある。また、合宿研修施

設も体育サークル活動の振興のために不可欠のものであるが、これはこの会館のなかには設けないで、他の環境のよい適地に設けるのがよい。

なお、この会館は、まず大学の主たる団地に建設し、ついでその他の団地に設けることとする。

3. 部室使用の有資格条件と管理・運営

(1) 部室使用の有資格条件

どのような資格条件を備えたサークルに部室を貸与するかは、体育系サークルの場合も文化系サークルの場合と同様である。その有資格条件としてはつぎの2点をあげることができる。

(イ) 大学によって公認された団体であること。

公認の条件としては、a. 教官の顧問または部長がおいであること、b. 団体の代表責任者の氏名が明らかなこと、c. 団体の構成員が明らかなこと、d. 団体の目的、活動方針、予算計画が明確なことなどをあげることができる。

(ロ) 一定の計画に基づいて継続的に活動し、実績があること。

なお、一般の同好学生をもって組織するスポーツ同好会等についても、上記サークルの有資格条件を備えている場合には、部室使用の便宜について考慮する必要がある。その場合は、各団体が共同で執務し、連絡・協議するかたちのオープン形式が望ましい。

つぎに、部室貸与ののちになって、団体活動が停滞し、あるいは、構成員に著しい変動があり、部室使用が合理的かつ効率的に行なわれなくなったときの部室

貸与の取り消し、または部室使用条件の変更等について、あらかじめサークル団体代表者との間に協議しておくことが望ましい。

(2) 部室の管理・運営

部室の使用に関しては、大中に使用サークル団体の自主性にまかされるが、国有財産管理上の必要から大学の定めた諸規程、指示に従うものとする。

部室を使用するサークル団体は、所定の部室使用願を当該施設を管理する部局の長に提出し、許可をうるものとする。

体育サークル会館には、教職員、使用サークル団体代表者をもって構成する運営委員会を設置し、日常の運営にあたるものとする。

なお、体育サークル会館の管理・運営に要する人員および予算の確保に努力する必要がある。

(参考例Ⅰ)

体育サークル会館の内容(1)

1. 収容サークルの規模

団地の学生数	5,000人以下
体育系サークル数	32
体育系サークル部員数	1,350人

2. 施設の内容・面積等

(1) 共用部室	16室 各 45.5㎡
	1室に2サークル収容
(2) 集会室	
大集会室	1 210.0㎡
小集会室	2 各 45.5㎡
準備室	1 28.0㎡
(3) ホール	1 77.0㎡
(4) 管理室	1 45.5㎡
(5) 体育器具庫	1 各 42.0㎡

(6) その他

- (イ) シャワー、更衣室(男・女)
- (ロ) 洗面、洗濯、乾燥室(男・女)
- (ハ) 便所(男・女)

3. 床面積

合計 1,869㎡

体育サークル会館の内容(2)

1. 収容サークルの規模

団地の学生数	10,000人程度
体育系サークル数	48
体育系サークル部員数	1,500人以上

2. 施設の内容・面積

(1) 管理部分

機械電気室	84.0㎡
運動器具庫	147.0㎡
食堂	94.5㎡
厨房	31.5㎡
作業員室	42.0㎡
会議室(大・小)	210.0㎡
管理室	63.0㎡
コーチ室	63.0㎡
医務室(兼休養室)	42.0㎡
図書室・集会室(兼映写室)	84.0㎡

計 861.0㎡

(2) 共用部分

共用部室(24室)	1,008.0㎡
シャワー室(男・女)	84.0㎡
洗濯乾燥室(男・女)	42.0㎡
便所(男・女)	147.0㎡
玄関・ロビー	42.0㎡
計	1,323.0㎡

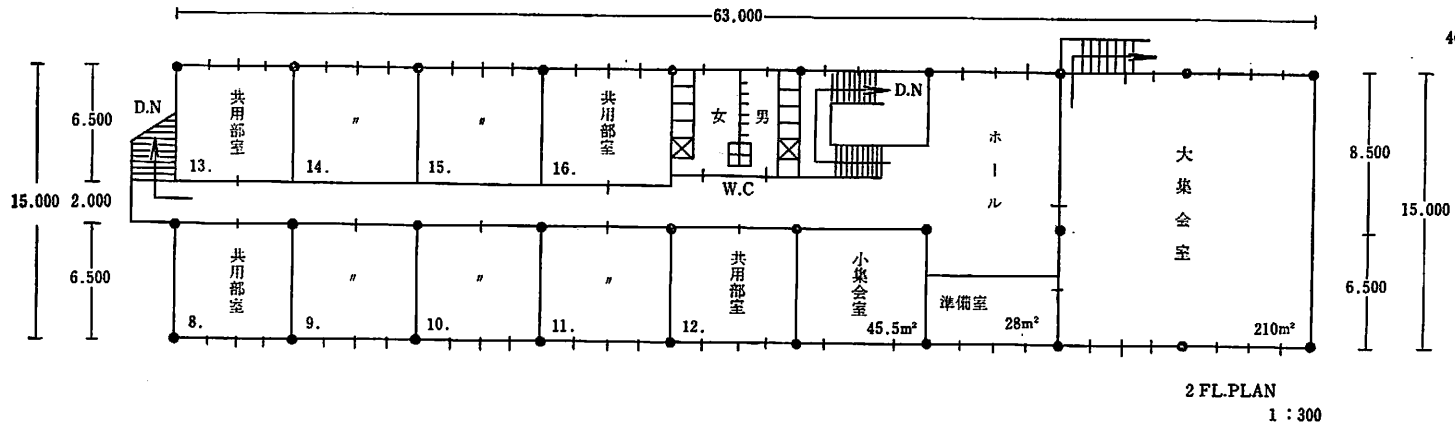
(3) その他(廊下・階段・塔屋)

計 630.0㎡

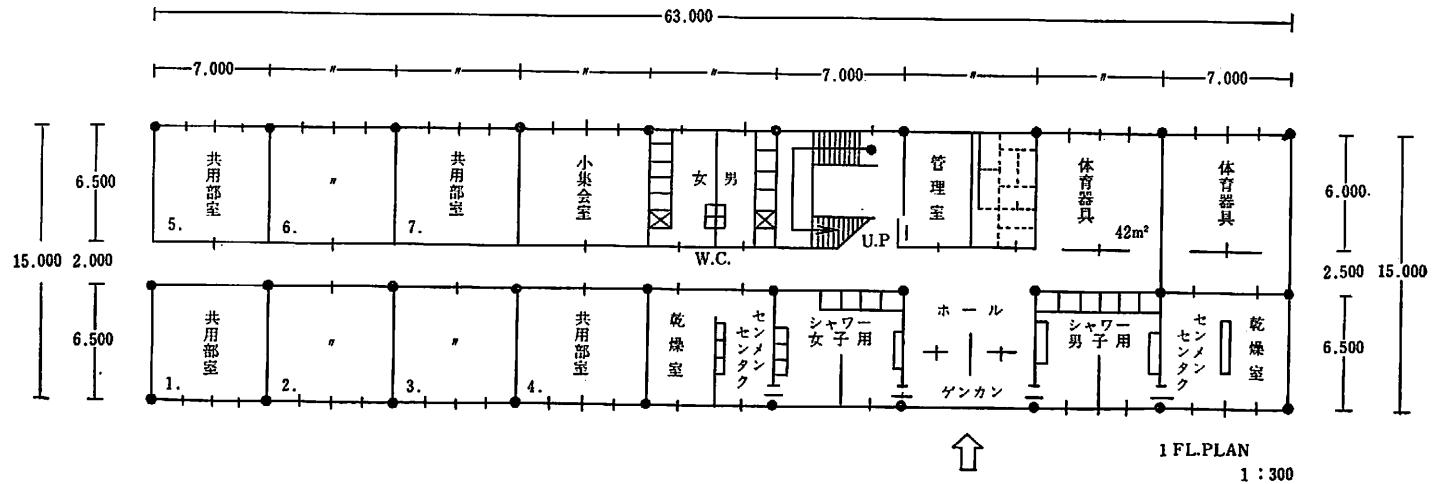
合計 2,814.0㎡

〈参考例Ⅱ〉

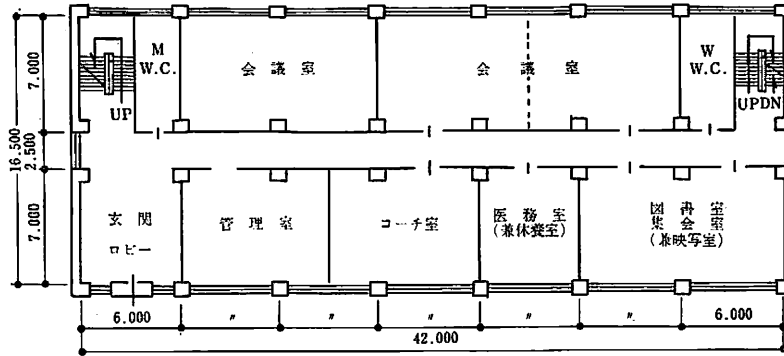
体育サークル会館の平面図(1)



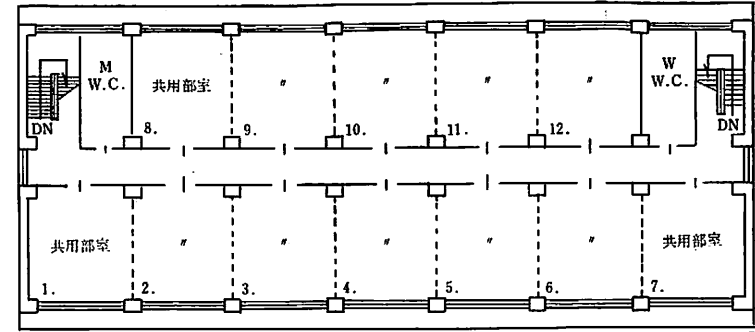
46.3.13
床面積
1 FL 924
2 FL 945
計 1,869m²



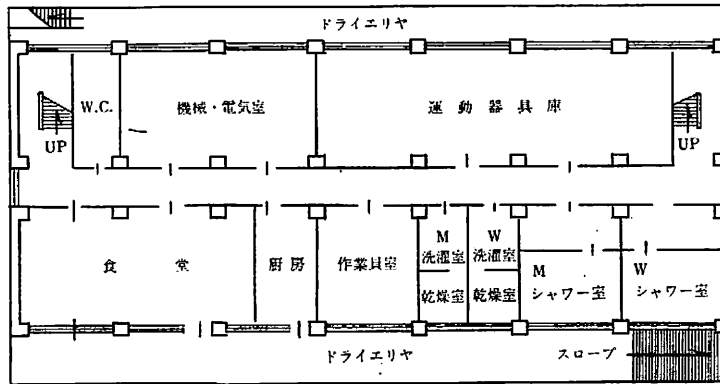
体育サークル会館の平面図(2)



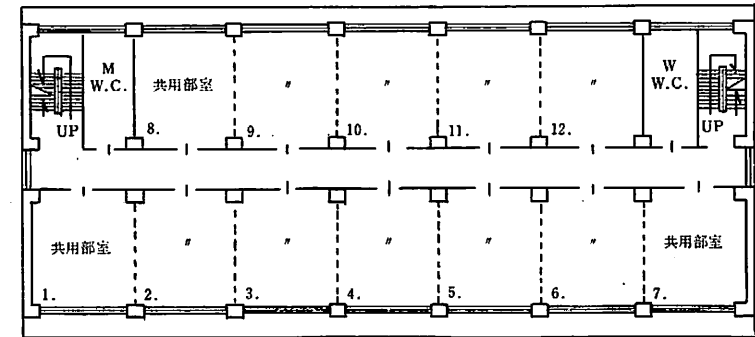
<1階平面図 S:1/300>



<3階平面図 S:1/300>
(注:各室は必要に応じて区切る)



<地階平面図 S:1/300>



<2階平面図 S:1/300>
(注:各室は必要に応じて区切る)

体育系サークル部室の計画	計画案	サークル数 48	各階床面積 693m ² 他に塔屋 42m ² } 計 2,814m ²
--------------	-----	----------	--

人 間 科 学 に つ い て

5年ほど前、阪大で新学部「人間科学」の名をつけようとした当時、この術語はまだ世間ではほとんど聞かれなかったし、まして大学設置基準には加えられていなかった。ところがこの数年来、内外の学術文献に「人間科学」あるいはこれに相当する用語がよく現われるようになった。

もっとも、フランスでは、19世紀の末に、これまで文献と思索を主要な研究手段としてきた心理学や社会学などが実証科学としての性格を確立したところから、この両者をはじめ、自然科学であつかわない人間と社会を認識対象とする実証的諸科学が、“sciences humaines”と呼ばれるようになったといわれる。戦後のフランスで一部大学の文学部が、“Faculte’ des lettres et sciences humaines”と改称されたのも、上述のような学史的伝統が背景にあったものと思われる。

ドイツについていえば、1920年に「人間学」(Anthropologie)が哲学界の関心事になり、日本ではいまでも Max Scheler の哲学的人間学が戦前派学者の印象につよく残っているようである。実は、むしろ第2次大戦後に新しい人間学の諸体系が多数提出されているのである。それらの多くは、医学、生物学、心理学、社会学、あるいは民俗学など、“人間に関する諸科学”(Wissenschaften vom Menschen)の研究成果をふまえて構想されており、実質上は「人間科学」(Humanwissenschaft)の業蹟と解しうるものが少なくない。

アメリカでは、文化人類学者 R. Linton が1945年に、現代の世界的危機のなかで総合的な「人間の科学」(science of man)が要求されていることを力説した。さらに’49年には同じ文化人類学者 Gillin が、人類学と心理学と社会学を中核とする“*For a Science of Social Man*”という書物を、それら3学の専門家と協同で出版した。日本では’61年に「人間科学の展開」という題で訳出されている。その後、この国では、上記の3学にさらに隣接諸科学を加えて、全体を「行動科学」(behavioral sciences)と呼ぶ慣行が生まれ、さらに、サイバネティクスや情報理論など新しい科学理論を駆使して、行動諸科学の interdisciplinary な統合を企てる試みが活発におこなわれている。

日本では、学術会議の関係者が60年代をつうじて文科系の共同研究体制について討議を重ねた過程で、“人間科学”についても討議が重ねられたことが記録に残っている。関係者が最後に到達した「人間行動研究所」が将来どのように具体化されるかはわからないが、その発展に“人間科学”のひとつの展開形態を期待できるのではなかろうか。

以上、内外の動きを素描したが、結論として、激しく変貌する現代文明の中に生きる「人間」の問題を、科学的に究明し解決を企てるためには、人間に関する経験的諸科学の interdisciplinary な研究・教育の必要があるという認識が、多くの国々で急速に高まってきたといえる。そのような研究・教育体制がどのようなかたちをとるかは、国により機関によって多少とも異なるであろう。大阪大学の関係者は、慶び重なる討議の結果、①特殊な生物としての人間と人間の行動を研究する諸科学(自然人類学、行動生理学、生物工学の一部、比較行動論、心理学など)、②人間の行動を規定する社会の組織・制度および変動について研究する諸科学(社会学、文化・社会人類学、社会心理学、経済学・政治学・法学の一部)のほか、③人間の発達と形成について研究する諸科学(発達心理学や教育諸科学)を、人間科学を構成する三つの主軸とするのが妥当であるとの結論に達した。なお、それら諸科学の協力体制をつくりだすためには、科学論による研究方法の確立と、哲学的な理念の探索が必要であろう。また、特にそのような interdisciplinary な人間研究のための基礎的な知見と方法・態度を、できるだけ早く学生時代から系統的に育成することが必要であるが、そのためには人間科学を研究・教育する学部の設置が望ましいという確信を、私たちはますます深めるにいたった。この欄をかりて、各方面のご理解とご支援をお願いするゆえんである。

(大阪大学文学部・教育学科教授 森 昭)

4. 地区別教員委員および専門委員数調

(注) ()内は教員委員(臨時委員を含む)、その他は専門委員
(昭和46・11・1現在)

地区 委員会	北海道東北	関東甲信越	中部	近畿	中国四国	九州	計
(1) 常置委員会							
第1常置委員会	名	(2) 5名	名	(1) 1名	名	名	(3) 6名
第2常置委員会	(1)	4	(1)		(1)		(3) 4
第3常置委員会		(1) 1		(1) 2		(1)	(3) 3
第4常置委員会	(1)		(2)			1	(3) 1
第5常置委員会		(1) 2			(1) 1	(1)	(3) 3
第6常置委員会	(1)	(2) 7					(3) 7
(2) 特別委員会							
科学技術行政		2					2
新設大学拡充							
医学教育		3		1			4
図書館		5				1	6
教養課程		(1) 9	1	1	1		(1) 12
研究所		2					2
教職員厚生	(1) 1	(1) 3					(2) 4
入試期	(1)		(1)		(1)		(3)
入試調査	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
教員養成制度	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
(3)大学運営協議会	1	(3) 12	1	(1) 2			(4) 16
計	(7) 2	(13) 55	(6) 2	(5) 7	(5) 2	(4) 2	110 { (40) 70

D そ の 他

1. 学長・役員・委員等の異動について

(1) 学長の交替

大学名	旧	新
北海道教育大学	中川 秀恭	船山 謙次
群馬大学	秋月 康夫	町田 周郎 (事務取扱)
大阪教育大学	松本 賢三 (事務取扱)	高橋 陸男 (事務取扱)
奈良教育大学	稲荷山資生	井上 智勇

(2) 役員等の交替

○ 理事

(旧) 秋月 康夫(群馬大学)

(新) 町田 周郎(")
(事務取扱)

(旧) 稲荷山資生(奈良教育大学)

(新) 井上 智勇(")

○ 大学運営協議会地区委員

(旧) 松本 賢三(大阪教育大学)
(事務取扱)

(新) 高橋 陸男(")
(事務取扱)

○ 第1常置委員会専門委員

高田 敏(大阪大学教授)一委嘱

市原昌三郎(一橋大学教授)一解嘱

○ 入試期特別委員会教員委員

松永 藤雄(弘前大学)一委嘱

続 有恒(名古屋大学)一委嘱

管 好雄(岡山大学)一委嘱

○ 教員養成制度特別委員会委員

船山 謙次(北海道教育大学)一委嘱

岸田 武夫(京都教育大学)一委嘱

2. 寄贈図書

時計台の下で

奥田 東(前会長)

筑波新大学のあり方について(報告)

教育改革のための基本的施策

文部省

学位論文第11集 S46. 3

徳島大学

大学改革の動向に関する予備調査

民主教育協会

学内通信(第2集)

広島大学

欧米各国における医学教育制度の改革とその比較
(I 米国)

"

(II 英国)

"

(III, IV スウェーデン 西ドイツ)

"

(V フランス, 全般の総括とわが国における

2, 3の資料)

北海道大学藤森教授

東海大学紀要 学生生活研究所

東海大学

「大学基準」およびその解説

大学基準協会

香川大学大学問題研究委員会報告

香川大学

Universitas

Stuttgart

新高等学校学習指導要領関係資料

日教組大学部教研第2回集会基調報告

これからの学校教育—中教審答申—問—答—

日教組大学部

以上文部省

第2回代表者会議報告書(45. 7)

公立短期大学実態調査表(46年度)

アジア文化会館同窓会

全国公立短期大学協会

昭和47年3月大学、高校卒業予定者の採用計画

「教師と学生」マサチューセッツ工科大学教師

調査結果報告

必携

日本経営者団体連盟

民主教育協会

高等教育の課題

逐次刊行物目録(44年版)

木田 宏

国立国会図書館

熊本大学改革委員会広報(第3号)

信州大学大学問題研究委員会答申書

熊本大学

信州大学

窓

カエルと生菓子

広島大学の両生類研究施設は、前学長川村先生の輝かしい研究成果を基礎として、昭和42年に設立されたものである。その名が示すように、カエルやイモリなどの両生類を相手にして研究する施設ではあるが、両生類自体をしらべるのではなくて、人類を含む脊椎動物の代表者として両生類を選び、これを材料にして生物学上の重要な諸問題を研究するのが目的である。従って、ここでは両生類の特色を生かして、からだの構成単位である細胞に各種の人為的な変化を与え、その影響を追跡することによって、発生、遺伝など生命現象の奥にひそむ原理の発見に努めている。

この施設の研究は、たとえば、生菓子の製造に似たところがある。生菓子は、澱粉や砂糖を原料に、職人の創意工夫によって、あらゆる姿と味のものがつくられる。これに対して、ここでのお主な仕事は、カエルという材料を用いて、生物界に広く通用する科学色ゆたかな創作品をつくることである。細胞の構成要素である核は生菓子のあん、細胞質は外皮に該当する。あんを大きくしたり小さくしたりするように、核の染色体数をふやしたり減らしたりする。あずきあんを白あんに換えるように、核を別種のカエルの核で置き換える。あんにゆずや緑茶のにおいを加えるように、核に弱いX線や中性子をあてて、その性質を変える。生菓子の外皮に着色するように、細胞質を普通の褐色や緑色から、青、赤、黄、白などに変える。このようにして作成された変わりもののうち、細胞の機能が自然の理に合致したものだけが、よく生き残って子孫をつくることできる。

聞くとところによると、菓子ずきの川村先生は、小学5年生のとき、将来菓子職人になると、クラスで宣言されたそうである。この精神が、両生類研究施設の中で今も生き続け、世界に例のないカエルの新作品を続々と誕生させているのである。

(広島大学理学部両生類研究施設講師 西岡みどり)

3. 第114回電波監理審議会聴聞について

郵政省電波監理審議会から、電波法第99条の12の規定により、郵政省令の改正に関する聴聞を開催するに際し、当協会をこの事案の利害関係人として、出席方通知があったので、電気通信大学長に当協会を代表して、然るべき方を代理人として派遣されるよう依頼したが、下記のとおり報告があった。

記

1. 出席者

電気通信大学助教授 伊藤隆之助

〃 〃 宮坂 武芳

2. 事案

無線従事者国家試験及免許規則の一部を改正する省令案（昭和46年9月10日官報掲載）

3. 聴聞会において行った陳述の要旨

(1) 省令改正案中予備試験科目“一般常識”

の廃止、並に業務経歴を有するものに対する試験（科目を含む）の一部を免除することについておおむね賛成である。

又その他の案についても異存はない。

(2) 但し、予備試験科目“無線工学の基礎”

については無線従事者国家試験及免許規則第九条により認定を受けた教育施設において無線工学の基礎に関する科目の単位を取得したものに対しては卒業期以前においてもその試験を免除されたい。

理 由

イ) 郵政大臣の認定を受けている学校等の教育内容がきわめて充実していること。

ロ) 特に大学等では比較的早期に無線工学の基礎に関する諸教科目を終了していること。

ハ) この措置により実害を生ずるおそれはないのみならずむしろ利点を有すると考えられること。

(3) 更に今回の事案外ではあるが本試験についても認定学校卒業者に対しては科目の一部又は全部を免除する様検討されたい。

理 由

学校教育においては進歩する無線通信科学に対応するため教科目・教授の内容・方法等に積極的に留意・学生に対し基礎的知識と応用的能力の附与に努めており教育施設も整備充実している。

従って無線従事者として国家試験が要求する知識と同程度若くは以上の内容を有する教科目の単位を取得し卒業したものについては一定の条件（主として実務経歴）のもとに試験科目の一部又は全部を免除しても差支えないと思考する。

利害得失について

前述の試験免除制度が実施された場合利点として

イ) 受験者の精神的、経済的負担が軽減する。

ロ) 無線従事者の需給関係が円滑となる。

ハ) 行政上の負担については少くとも現在以上の加重はないであろう。

ニ) 反面有資格者の濫造が懸念されるかも知れないが卒業後当該業務に一定期間（非無線従事者として）従事したものについて免除すればこの点を避けることが出来よう。

4. 郵政省の答

(2)については関連はあるが事案外と思考

(3) 明らかに事案外であるがその趣旨は承っておき度い。

国立大学協会組織表

(昭和25.7.13創立)

- 総 会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (理事—会長, 副会長を含む—21名, 各常置委員会)
- 監 事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会 (大学の組織・制度)
 - 第2 “ (学科課程・入学試験等)
 - 等3 “ (補 導)
 - 第4 “ (学生の厚生)
 - 第5 “ (大学間の協力)
 - 第6 “ (大学財政)
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会 新設大学拡充特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会 図書館特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会 研究所特別委員会
 - 入試期特別委員会 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 入試調査特別委員会 教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会 (会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員)
 - その下に, 大学問題第1・第2・第3各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会 (国大協会長ほか5学長・文部事務次官ほか4局課長)

編 集 後 記

奥田前会長の「時計台の下で」を拝見すると、学長の職務のご労苦のほどが偲ばれる。窓欄大阪大森教授「人間科学について」は学問の最近の動向を示しており、海洋研究に取り組んでいる東大海洋研西脇教授の「木曜島のジュゴン」、特色ある研究施設として知られた広島大両生類研究施設西岡講師の「カエルと生菓子」は、ともに興味深いエピソードである。ご寄稿の各先生に対し厚くお礼を申しあげたい。会議記録を正確にとめることはなかなか難しいもので、会報の議事要録も会議の全貌を伝えているとは思わないが、それでもある程度の概略は知って頂けるかと思う。事務局にはこの会報所載会議の議事要録のほか、すべての小委員会、懇談会等の議事要録も整理保存されている。(C)